

白井市情報公開・個人情報保護審査会 委嘱状交付式及び第1回審査会

日 時 平成29年12月26日（火）
午後1時30分から午後3時30分
場 所 白井市役所本庁舎3階会議室301

次 第

1 委嘱状交付式

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員紹介
- (5) 閉会

2 第1回白井市情報公開・個人情報保護審査会

- (1) 開会
- (2) 会長の選任
- (3) 白井市情報公開・個人情報保護審査会について
- (4) 平成28年度白井市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について
- (5) 個人情報取扱事務の届出に関する報告について
- (6) 法律の改正に伴う白井市個人情報保護条例の改正について
- (7) その他
- (8) 閉会

白井市情報公開・個人情報保護審査会委員

敬称略：五十音順

氏名	職業	備考
い がわ よし え 井 川 芳 枝	民生委員児童委員	
なか ざわ たか こ 中 澤 孝 子	元学校長	
なか むら よし こ 中 村 淑 子	行政相談員	
にし もと くに お 西 本 邦 男	弁護士	
ふる い しょう じ 古 井 正 二	弁護士	

任期：平成29年10月1日から平成31年9月30日まで

白井市情報公開・個人情報保護審査会について

1 これまでの経過

- 平成11年10月 白井町情報公開条例の施行
 白井町情報公開審査会の設置
 平成13年 8月 白井市情報公開・個人情報保護審査会の設置
 10月 白井市個人情報保護条例の施行
 平成28年 4月 行政不服審査法の施行

2 審査会の職務（附属機関条例別表）

- (1) 実施機関の諮問に応じ、白井市情報公開条例第12条又は白井市個人情報保護条例第29条に規定する審査請求について調査審議すること。
 (2) 白井市個人情報保護条例の規定により白井市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこととされた事項について調査審議すること。

内容	条例の該当条項
収集を制限する個人情報の収集について	第7条第2項第2号
本人収集の例外について	第7条第3項第6号
利用・外部提供について	第8条第6号
オンライン結合による外部提供について	第9条第3項
是正の勧告について（事業者関係）	第32条
事実の公表について（事業者関係）	第33条

- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、市長に意見を述べること。
 (4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

3 情報公開・個人情報保護制度の実施状況

○両制度の実施状況

年度	情報公開 請求	自己情報 開示請求	年度	情報公開 請求	自己情報 開示請求
平成11年度	6件	—	平成20年度	28件	1件
平成12年度	4件	—	平成21年度	17件	0件
平成13年度	15件	1件	平成22年度	20件	8件
平成14年度	16件	3件	平成23年度	17件	4件
平成15年度	20件	4件	平成24年度	30件	2件
平成16年度	28件	3件	平成25年度	38件	3件
平成17年度	28件	2件	平成26年度	46件	4件
平成18年度	16件	2件	平成27年度	44件	1件
平成19年度	27件	1件	平成28年度	60件	4件
合 計			460件 43件		

※異議申立て H11年度（1件）、H13年度（1件）、H15年度（1件 ※取下）
 H16年度（3件）、H18年度（1件）、H19年度（1件）、計8件

○白井市附属機関条例

平成24年12月28日
条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(専門委員等)

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例)

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）第2条第1号に規定する実施機関及び白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る情報（白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。）又は自己情報（白井市個人情報保護条例第13条第1項に規定する自己の個人情報をいう。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は自己情報の開示を求めることができない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要な調査をすることができる。

4 審査会の委員及び当該審査会の専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第9条 略

第10条 略

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

（白井市情報公開・個人情報保護審査会委員等の罰則）

第 12 条 第 8 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 10 条までの規定及び別表の規定（同表市長の項白井市庁舎建設等検討委員会の目に係る部分を除く。）並びに附則第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市情報公開・個人情報保護審査会	(1) 実施機関の諮問に応じ、白井市情報公開条例第 12 条又は白井市個人情報保護条例第 29 条に規定する審査請求について調査審議すること。 (2) 白井市個人情報保護条例の規定により白井市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこととされた事項について調査審議すること。 (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について、市長に意見を述べること。 (4) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 43 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	5 人以内	2 年

○白井市情報公開条例

平成11年3月9日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開し、広く市政に関する知る権利を保障することにより、市の行政運営の公正性と透明性を図り、もって、市の諸活動を市民に対し説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 市の図書館その他の施設において市民の利用に供することを目的として管理している図書、図画、資料、刊行物その他これらに類するもの
- (3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定に基づき、情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関する知る権利が十分尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、第1条の目的を達成するため、情報の適正な管理に努めるとともに、必要な文書等の作成を怠ってはならないものとする。

3 実施機関は、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければならない。（適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる。

(情報の公開の請求手続)

第6条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 公開を請求しようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人等にあつてはその代表者名
 - (2) 公開を請求しようとする情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- （情報の公開の請求に対する決定等）

第7条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、請求に係る情報を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、前条に規定する請求書を受理した日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による公開しない旨の決定（公開請求に係る情報の一部を公開しないこととする場合を含む。）をしたときは、第2項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開できるもので

ある場合で、かつ、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。

- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に市以外のものに関する情報が記載されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。

（情報の公開の実施）

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をすることを決定したときは、請求者に対し、速やかに、当該情報を公開しなければならない。

- 2 情報の公開は、前条第2項の規定による書面により指定する日時及び場所において行う。
- 3 実施機関は、公開の請求に係る情報を直接公開することにより当該情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより公開することができる。

（非公開情報）

第9条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記載されているときは、当該情報を公開しないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され又は識別され得るもののうち、個人の思想、信条、宗教、職業、経歴、財産、所得、身体的特徴、健康状態その他の通常他人に知られたくない情報。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令の定めにより何人でも閲覧できるとされている情報
- イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
- ウ 個人の公的地位又は立場に関する情報で公益上必要と認められるもの
- エ 法令等に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報で公益上必要であると認められるもの
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるもの又は社会的信用を損なうと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報
- イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産及び生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報
- ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 公開することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 国、他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）からの協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの
- (5) 実施機関（市長を除く。）、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に関する情報であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な運営が著しく損なわれると認められるもの
- (6) 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査研究等に関し作成又は取得した情報で、当該事務事業等に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
- (7) 実施機関が行う監査、検査、交渉、争訟、取締り、契約、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の性質上信頼関係が損なわれると認められるもの、当該事務事業の実施の目的が失われるおそれがあると認められるもの又は当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- 2 実施機関は、法令又は条例の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報については、公開してはならない。
- （情報の部分公開）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に、前条第1項に規定する公開しないことができる情報又は同条第2項に規定する公開してはならない情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該情報の公開をしなければならない。

（情報の存否に関する情報）

第11条 実施機関は、情報の公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを回答するだけで、第9条の規定により保護される利益が非公開情報を公開した場合と同様に害されることとなるときは、公開の請求に係る情報の存否を明らかにしないで、情報の公開の請求を拒否することができる。

（審査請求があった場合の手続）

第12条 情報の公開の請求に対する決定又は情報の公開の請求に係る不作為に不服のある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 実施機関は、第1項の審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下するとき又は当該審査請求を認容するときを除き、遅滞なく、白井市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

4 前項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

（費用負担）

第13条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 情報の写しの交付を受ける場合の当該情報の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

（他の制度との調整）

第14条 この条例の規定は、他の法令等（白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）を除く。）の規定により情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該情報の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

（情報の提供）

第15条 実施機関は、市民の市政に対する理解を深めるため、情報の公開と併せて、市政に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

（指定管理者の情報公開）

第16条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、指定管理者としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定管理者が保有しているもの（第2条第2号ア及びイに掲げるものを除く。以下「文書等」という。）の公開に努めなければならない。

2 実施機関は、文書等の公開の申出があった場合において、当該文書等を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対し、当該文書等を実施機関に提出するように求めるものとする。

3 前項の規定により実施機関が指定管理者に提出を求める文書等の閲覧若しくは視聴又はその写しの交付の手続その他必要な事項は、市長が定める。

（情報の検索目録等の作成）

第17条 実施機関は、情報の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

（実施状況の公表）

第18条 市長は、毎年1回、各実施機関における情報の公開に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

○白井市個人情報保護条例

平成13年3月12日
条例第15号

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条―第12条）

第3章 個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止の請求（第13条―第28条の2）

第4章 審査請求（第28条の3・第29条）

第5章 事業者への指導等（第30条―第34条）

第6章 補則（第35条―第39条）

第7章 罰則（第40条―第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び議会をいう。
- (3) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図面の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
- (5) 指定管理者保有個人情報 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該指定管理者が保有しているものをいう。ただし、当該指定管理者としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該指定管理者が保有しているもの（白井市情報公開条例第2条第2号ア及びイに掲げるものを除く。）に記録されているものに限る。
- (6) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益を十分尊重して、この条例を解釈し、運用するとともに、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) その他市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項又は前項の規定による届出を受けたときは、その旨を白井市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

5 前各項の規定は、本市の職員若しくは職員であった者に係る個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条、及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集することに相当の理由があると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認めて収集するとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。

- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 国、他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該保有個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該保有個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (6) 公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、審査会の意見を聴いた上で利用し、又は提供するとき。

（保有特定個人情報の利用及び提供の制限）

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を当該実施機関の内部において利用することができる。

- 3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

（実施機関以外のものに対する提供の制限）

第9条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

- 2 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

- 3 実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

（正確性及び安全性の確保）

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で保有個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

- 3 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な資料として保存されるものについては、この限りでない。

- 4 第2項の規定は実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が受託した業務（以下「受託業務」という。）を行う場合について、前3項の規定は地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）を管理するに当たって個人情報を取り扱う指定管理者が当該管理を行う場合について準用する。

（委託に伴う措置）

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託をするときは、当該委託に関する契約において個人情報の適切な取扱いに関し受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

（指定管理者の指定に伴う措置）

第11条の2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に関する協定において個人情報の適切な取扱いに関し指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

（従事者の義務）

第12条 個人情報を取り扱う実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事する者若しくは従事していた者又は市の指定管理者としての業務に従事する者若しくは

は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3章 個人情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止の請求

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己の保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者の親権者若しくは後見人、成年後見人又は任意後見契約に基づく任意後見人(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3 前項に規定するもののほか、本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)は、本人に代わって保有特定個人情報の開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 法定代理人等又は任意代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(4) その他市長が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人、その法定代理人等又は任意代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第15条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定(第20条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報が存在しないときを含む。)をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者(前条第1項に規定する請求書を出した者をいう。以下同じ。)に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、当該開示をする日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、請求書を受理した日から起算して60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を開示請求者に通知しなければならない。

(第三者の意見聴取等)

第16条 実施機関は、開示しようとする保有個人情報に開示請求者及び市以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において当該保有個人情報を開示するときは、あらかじめ、その旨を当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第17条 保有個人情報の開示をする旨の決定の通知を受けた者は、当該保有個人情報の開示を受ける場合には、自己が当該保有個人情報の本人、その法定代理人等又は任意代理人であることを証明するために必要な書類として市長が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別ごとに規則で定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、保有個人情報を閲覧の方法により開示する場合において、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

(開示しないことができる保有個人情報)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとき。
- (2) 当該保有個人情報に開示請求者以外の個人情報が含まれるとき。ただし、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないときを除く。
- (3) 当該保有個人情報に法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるとき。
- (4) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 市と国等との間における協議、依頼等に関する保有個人情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認めるとき。
- (7) 市又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる審議、協議、調査、研究等に関する保有個人情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるとき。
- (8) 市又は国等が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉等の事務事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が失われるおそれがあるとき、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるとき、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。

(部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報とそれ以外の保有個人情報とがある場合において、これらの保有個人情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同条の規定により開示しないことができる保有個人情報を除いて開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示しないことができる保有個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求及び開示の特例)

第21条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報を開示するかどうかの決定をしないで、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、第17条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

3 第14条第2項及び第17条第1項の規定は、第1項の規定による口頭による開示請求について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 法定代理人等又は任意代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 訂正請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

- (4) 訂正を求める内容
- (5) その他市長が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。
(訂正請求に対する決定等)
- 第24条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る保有個人情報に訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条第1項に規定する請求書を提出した者に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る保有個人情報について適切と認める方法により訂正をした上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を第2項の書面に記載しなければならない。
- 5 第15条第5項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。
- 6 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をする旨の決定をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
(削除請求)
- 第25条 何人も、実施機関が自己の保有個人情報を次の各号のいずれかに該当して収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。
 - (1) 第7条又は番号法第20条の規定に違反して収集されているとき。
 - (2) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。
- 2 第13条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。
(削除請求の手続等)
- 第26条 第23条及び第24条の規定は、削除請求の手続及び削除請求に対する決定等について準用する。
(中止請求)
- 第27条 何人も、実施機関が自己の保有個人情報を次の各号のいずれかに該当して目的外の利用又は提供をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の利用又は提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。
 - (1) 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用し、又は提供しているとき。
 - (2) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録し、又は記録しようとしているとき。
- 2 第13条第2項及び第3項の規定は、中止請求について準用する。
(中止請求の手続等)
- 第28条 第23条及び第24条の規定は、中止請求の手続及び中止請求に対する決定等について準用する。
(情報提供等記録の適用除外)
- 第28条の2 情報提供等記録については、第25条から前条までの規定は適用しない。
- 第4章 審査請求
(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)
- 第28条の3 第15条第1項及び第24条第1項（第26条及び前条において準用する場合を含む。）の規定による決定又は第13条、第22条、第25条及び第27条の規定による請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。
(審査請求があった場合の手続)
- 第29条 実施機関は、第15条第1項及び第24条第1項（第26条及び第28条において準用する場合を含む。）の規定による決定又は第13条、第22条、第25条及び第27条の規定による請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求を却下する場合並びに当該審査請求に係る保有個人情報を開示しない旨の決定を取

り消す場合、訂正しない旨の決定を取り消す場合、削除しない旨の決定を取り消す場合及び中止しない旨の決定を取り消す場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）に対し、諮問した旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

第5章 事業者への指導等

（事業者の自主的対応のための指導助言）

第30条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

（説明又は資料の提出要求）

第31条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（是正の勧告）

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

（事実の公表）

第33条 市長は、事業者が、第31条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者から意見の聴取を行うとともに、審査会の意見を聴かななければならない。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第34条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

第6章 補則

（費用負担）

第35条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 第17条第2項及び第3項の規定により保有個人情報の開示を写しの交付により行う場合の保有個人情報の写しの作成に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（他の制度等との調整）

第36条 他の法令等（白井市情報公開条例を除く。）の規定により自己の保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示、訂正、削除又は利用若しくは提供の中止を求めることができるときは、その定めるところによる。

（苦情処理）

第37条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（運用状況の公表）

第38条 市長は、毎年1回、この条例に基づく各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を公表するものとする。

（委任）

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事する者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 市の指定管理者としての業務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報の集合物であって

一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第41条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員又は指定管理者の役職員若しくは構成員であって当該公の施設の管理の業務に従事しているものがその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、第15条第1項の規定による開示をする旨の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条第2項第2号及び第3項第6号、第8条第6号並びに第9条第3項中審査会の意見を聴くことに関する部分の規定は、平成13年8月1日から施行する。

平成28年度
情報公開制度・個人情報保護制度
実施状況報告書

白井市総務部総務課

平成28年度白井市情報公開実施状況

1 請求の状況 (単位：件)

請求 件数	公文書の 件数	決定区分等					
		公開	部分公開	非公開	拒否	却下	取下げ
60	101	10	45	2	—	—	3

2 実施機関別請求の状況 (単位：件)

実施機関名		請求件数	実施機関名	請求件数
市長 (計59件)	総務課	4	高齢者福祉課	1
	秘書広報課	3	保育課	1
	管財契約課	2	保険年金課	1
	企画政策課	3	都市計画課	8
	課税課	2	建築宅地課	5
	市民活動支援課	3	道路課	13
	市民課	5	環境課	3
	市民安全課	2	上下水道課	1
	社会福祉課	2		
教育委員会 (計7件)	教育総務課	4	図書館	1
	生涯学習課	1	富士センター	1
監査委員事務局		1		
水道事業		5		
合 計		72		

3 非公開・部分公開の理由別内訳 (単位：件)

非公開理由	件数
個人情報	21
法人等情報	7
公共安全等情報	—
国等関係情報	4
合議制機関等情報	—
意思形成過程情報	2
事務事業執行情報	25
法令秘情報	—
情報の存否に関する情報	—
不存在	2
合 計	61

4 不服申立ての状況 (単位：件)

	件数	処理状況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	検討中
異議申立て	0	—	—	—	—	—	—

平成28年度白井市個人情報保護制度運用状況

1 請求の状況 (単位：件)

請求区分	請求件数	公文書の件数	決定区分等				
			開示等	部分開示等	不開示等	不存在等	取下げ
開示	4	8	1	3	—		—

2 実施機関別請求の状況 (単位：件)

実施機関名	請求件数
市長（市民課）	4
合 計	4

3 不開示・部分開示の理由別内訳 (単位：件)

非公開理由	件数
法令秘情報	—
第三者情報	1
事業活動情報	—
評価等情報	—
公共安全等情報	—
国等関係情報	1
意思形成過程情報	—
事務事業執行情報	1
不存在	—
合 計	3

4 不服申立ての状況 (単位：件)

	件数	処理状況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	検討中
異議申立て	0	—	—	—	—	—	—

(参考) 情報公開・個人情報保護制度の実施状況

	情報公開請求	自己情報開示請求
平成11年度	6件（うち異議申立て1件）	—
平成12年度	4件	—
平成13年度	15件（うち異議申立て1件）	1件
平成14年度	16件	3件
平成15年度	20件（うち異議申立て1件）※取下	4件
平成16年度	28件（うち異議申立て3件）	3件
平成17年度	28件	2件
平成18年度	16件（うち異議申立て1件）	2件
平成19年度	27件（うち異議申立て1件）	1件
平成20年度	28件	1件
平成21年度	17件	0件
平成22年度	20件	8件
平成23年度	17件	4件
平成24年度	30件	2件
平成25年度	38件	3件
平成26年度	46件	4件
平成27年度	44件	1件
平成28年度	60件	4件

個人情報取扱事務登録台帳一覧

白井市総務課

平成29年12月26日

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																		
						戸籍的事項						心身の状況					家族状況				社会生活			
						識別番号	(内 訳) 個人番号 その他 記述(内容)	氏名	住所	生年月日 年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・職歴
1		総務課 行政班	資産等報告書に関する事務	政治倫理の確立のため資産等を公開する	市長、副市長、教育長、市議会議員	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2		総務課 行政班	行事の共催・後援に関する事務	行事の共催及び後援に関する規程により、市以外のものが行う行事を共催及び後援するため	共催・後援申請者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3		総務課 行政班	行政境界に関する事務	市と市の行政境界を確定するため。	境界確認申請者及び隣接地所有者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4		総務課 行政班	全国市長会市民総合賠償補償保険請求に関する事務	保険請求のため	市に法律上の賠償責任が生じる事故で被害があった市民等第三者、賠償責任の有無に関係なく市が補償金を支払う事故等で被害があった市民等第三者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5		総務課 行政班	全国市長会学校災害賠償補償保険請求に関する事務	保険請求のため	市に法律上の賠償責任が生じる学校等の事故で被害を受けた市民等第三者、市が補償金を支払う市設置の管理下にあり、死亡若しくは後遺障害を伴う傷害を被った児童、生徒並びに第三者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6		総務課 行政班	道路賠償責任保険請求に関する事務	保険請求のため	市が法律上の賠償責任が生じる市が管理する道路で道路あるいは道路の管理の瑕疵により偶然な事故で被害があった通行者等第三者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7		総務課 行政班	下総自衛隊協力会名簿に関する事務	下総自衛隊協力会加入者の把握のため	下総自衛隊協力会加入者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8		総務課 行政班	白井市情報公開・個人情報保護審査会に関する事務	審査会の運営のため	審査会委員	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
9		総務課 行政班	白井市いじめ対策再調査会に関する事務	審査会の運営のため	審査会委員	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
10		総務課 行政班	政治倫理審査会に関する事務	審査会運営のため	審査会委員	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
11		総務課 行政班	白井市審議会等の会議に関する事務	審議会等運営・管理のため	審議会等委員	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
12		総務課 人事班	臨時職員等登録に関する事務	臨時職員等を採用するため	登録者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
13		総務課 人事班	白井市特別職報酬等審議会	市議会の議員の報酬若しくは政務調査費の額又は市長若しくは副市長の給料の額について審議するため	当該委員（10名）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
14		総務課 人事班	職員採用に関する事務	職員を採用するため	採用試験申込者・採用決定者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
15		総務課 人事班	職員の人事管理に関する事務	職員の人事管理をするため	市職員及びその被扶養者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
16		秘書課 広聴班	市民・自治会等の団体からの要望・苦情等の処理事務	市民・自治会等の団体からの要望・苦情に迅速に対応するため	市民	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
17		秘書課 秘書班	地方自治功労に係る春秋叙勲等候補者推薦事務	国が行う栄典制度の表彰候補者の推薦	推薦対象者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
18		秘書課 秘書班	市表彰事務	白井市表彰規程に基づき市民の表彰を行うため	表彰候補者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
19		秘書課 秘書班	各種団体役員名簿管理事務	秘書事務に用いるため	各種団体役員	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
20		秘書課 秘書班	慶弔事務	市民の慶弔に際し電報を送付するため	市民	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
21	廃止 H29	秘書課 秘書班	賀詞交歓会招待者名簿管理事務	市新春賀詞交歓会への招待に用いるため	地元議会議員、行政委員、各種団体役員、当該年度叙勲受章者等	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
22		行政経営改革課 行政経営改革班	白井市指定管理者選定審査会の運営に関する事務	委員への事務連絡及び公募委員の選考のため	委員、委員公募者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐									

生活													思想・信条	宗教	信条等		【記述：収 集する内 容等】	その他 該当1記述 (収集す る内容)	その他 該当2記述 (収集す る内容)	収集の方法		目的外利用 所管課以外 でも利用す る【記述：名 称等】	外部提供 実施機関以外 に提供する【記 述：提供先等】	委託の状況 委託する【記 述：委託の内 容等】	処理形態		記録媒体		
賞 罰	免 許・ 資 格	成 績・ 評 価	趣 味	財 産・ 収 入	納 税 状 況	団 体 加 入	公 的 扶 助	銀 行 口 座	思想・ 信 条	社会的 差原因 となる 個人情報	【記述：オン ライン結合 先等】	本人			本人以外【記 述：具体的な 収集先等】	電子 計算 機処 理を して いる				オンライン結 合をしている 【記述：オン ライン結合 先等】	文 書				磁 気 ディ スク	光 ディ スク	その 他		
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☒					何人にも公開する ため		☐		☒	☐	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☒							☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☒					隣接市、道路課		☐		☒	☐	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		☒					株損害保険ジャパ ン		☐		☒	☐	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		☒					株損害保険ジャパ ン		☐		☒	☐	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		☒					株損害保険ジャパ ン		☐		☒	☐	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☒					下総自衛他協力 会事務局		☒		☒	☒	☐					
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		☒							☒		☒	☒	☐					
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☒							☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☒							☒		☒	☒	☐					
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐		☒							☒		☒	☒	☐					
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☒			各課				☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		☒							☒		☒	☒	☐					
☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		☒					印旛郡市広域市 町村圏事務組合		☒		☒	☒	☐					
☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐		☒				千葉県市町村職 員共済組合、千葉 縣市町村総合事 務組合、各派遣先 公共団体	給与計算システ ム付帯処理、定期 健康診断、生活 習慣病予防検 査、ストレス チェック	株式会社 ディー・エス・ケ イ	☒	☒	☐							
☐	☒	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☐	政治的・宗 教的目的を 有してはな らないため		☒						☒		☒	☒	☐					
☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	履歴書、戸籍謄 本、住民票、刑 罰調書						☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	民生委員・自治 会長、担当課か ら提出される、 「白井市表彰推 薦調書」						☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☒		各課					☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐	新聞報道						☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☒	新聞報道・ホー ムページ						☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐		☒							☒		☒	☒	☐					

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																	
						戸籍的事項						心身の状況				家庭状況				社会生活			
						識別番号	(内訳) 個人番号 その他記述(内容)	氏名	住所	生年月日年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況
23	廃止 H28	行政経営改革課 行政経営改革班	行政改革に関する事務	委員への事務連絡のため	委員、委員公募者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
24	廃止 H26	行政経営改革課 行政経営改革班	補助金評価に関する事務	委員への事務連絡のため	参加申込者・参加者	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
25	開始 H27	行政経営改革課 行政経営改革班	行政経営有識者会議の運営に関する事務	委員への事務連絡のため	委員	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
26		行政経営改革課 行政経営改革班	会議開催に関する事務	会議傍聴者の決定のため	会議の傍聴者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
27	開始 H28	行政経営改革課 行政経営改革班	白井市行政経営改革審議会の運営に関する事務	委員への事務連絡及び公募委員の選考のため	委員、委員公募者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
28		管財契約課 管財契約班	自動車保険関係事務	保険請求のため	自動車事故当事者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐
29		管財契約課 管財契約班	普通財産の借用申請に関する事務	普通財産の貸付のため	借用申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
30		管財契約課 管財契約班	行政財産の目的外使用申請に関する事務	行政財産の目的外使用のため	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
31		管財契約課 管財契約班	入札参加資格申請に関する事務	競争入札参加者の審査	入札参加希望者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒
32		管財契約課 管財契約班	寄付採納願	寄付受納のため	寄付申込者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐
33		管財契約課 管財契約班	小規模(簡易)工事業務参加申請に関する事務	業務参加者の審査	業務参加者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
34		管財契約課 管財契約班	工事及び委託の施工管理業務	管財契約課が行う工事及び業務委託に携わる技術者の経歴・技術レベル等の確認、市役所常駐作業員等の確認	主任技術者及び現場代理人等	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒
35		管財契約課 管財契約班	用地関係事務	普通財産等の管理用地と隣地との境界査定事務、及び用地の売買	土地・家屋等所有者及び地権者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐
36		管財契約課 庁舎建設準備室	白井市庁舎建設等検討委員会に関する事務	検討委員への報酬払い、資料送付等	白井市庁舎建設等検討委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
37		管財契約課 管財契約班	入札等監視委員会に関する事務	入札等監視委員会委員への報酬払い、資料送付等	入札等監視委員会委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
38		企画政策課 企画政策班	総合計画審議会に関する事務	委員の募集、事務連絡のため	委員公募者、委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
39		企画政策課 企画政策班	白井市地域公共交通活性化協議会に関する事務	委員の募集、事務連絡	公募の委員、委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
40	開始 H27	企画政策課 企画政策班	白井市まち・ひと・しごと創生審議会に関する事務	委員の募集、事務連絡	公募の委員、委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
41	開始 H29	企画政策課 企画政策班	eモニター制度に関する事務	モニター募集、アンケートの送付	登録者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
42	廃止 H25	企画政策課 男女共同参画室	国際交流推進懇談会に関する事務	委員の募集、事務連絡	委員、委員公募者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
43		企画政策課 男女共同参画室	男女共同参画事務(審議会、啓発事業等)	男女共同参画社会づくりの推進のため	参加申込者・参加者、公募委員、委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
44		企画政策課 男女共同参画室	男女共同参画事務(千葉県地域推進員事務)	千葉県男女共同参画地域推進員推薦のため	候補者、推薦委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
45		企画政策課 男女共同参画室	ドメスティックバイオレンスに関する事務	DV相談	本人(被害者)・加害者・関係者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
46		企画政策課 男女共同参画室	女性生き生き相談	相談の実施のため	本人・関係者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
47		企画政策課 男女共同参画室	外国人相談・支援	相談の実施のため、国際交流員報償支払いのため、翻訳協力者への謝礼支払いのため	本人・関係者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒

生活													思想・信条等			収集の方法			目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態	記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別と個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	光ディスク	その他
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐			☒	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	事故報告書の受領		保険会社		☒	共済基幹システムで処理している		☒	☒	☒
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律		☒	ちば電子調達システムにより千葉県及び県内市町村で共同処理を実施している	☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	寄附採納願の合議または受領		法務局		☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			関係機関への協議・届出		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒			法務局		☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐				☒	税務課				☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			千葉県男女共同参画課		☒			☒	☒	☐
☒	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐				☒	家族・住民基本台帳・関係機関	各課	DV被害・相談等関連		☒			☒	☒	☐
☒	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐				☒	家族・住民基本台帳・関係機関	各課	DV被害・相談等関連	NPO法人ウィメンズカウニングちば	☒			☒	☒	☐
☒	☒	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐				☒	家族・住民基本台帳・関係機関	各課	県、白井国際交流協会		☒			☒	☒	☐

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																			
						戸籍的事項						心身の状況					家庭状況				社会生活				
						識別番号	(内訳) 個人番号 その他記述(内容)	氏名	住所	生年月日年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・職歴	学業・学歴
48		企画政策課 男女共同参画室	友好都市交流事業	ホストファミリーの把握	本人・家族	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☒
49		企画政策課 男女共同参画室	人権擁護委員の推薦	人権擁護委員の推薦	本人	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒
50		企画政策課 男女共同参画室	白井市DV被害者緊急一時避難支援	DV被害者が、生命の安全確保を目的に所持金を持たず、緊急に避難する場合、一時的に宿泊する費用等避難に要する費用の一部を補助する。	本人	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐
51		しろいの魅力発信課 しろいの魅力発信班	「白井特別」競走特別席募集事務	白井特別競走の特別席プレゼントを実施するため	市内在住在勤の20歳以上の者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
52		しろいの魅力発信課 しろいの魅力発信班	まちづくり寄附金に関する事務	まちづくり寄附金の採納のため	寄附者	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
53	廃止 H29	しろいの魅力発信課 しろいの魅力発信班	「広報しろい」個別配布事務	「広報しろい」の依頼者へ個別配布するため	市民	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
54	開始 H29	しろいの魅力発信課 しろいの魅力発信班	なし坊サポーターズ	なし坊サポーターズ募集・事務連絡	応募者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
55		情報管理課 情報管理班	統計調査に関する事務	統計調査事務の遂行及び統計調査員管理のため	各種統計調査対象及び統計調査員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐
56		課税課 固定資産税班	固定資産更正決定決議に関する事務	固定資産税の賦課	固定資産の所有者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
57		課税課 固定資産税班	納税管理人申告に関する事務	固定資産税の賦課徴収のため	固定資産税の納税義務者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
58		課税課 固定資産税班	苦情処理簿に関する事務	税務処理の今後の参考のため	苦情申出者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
59		課税課 固定資産税班	固定資産税減免申請に関する事務	固定資産税の賦課	固定資産の所有者	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
60		課税課 固定資産税班	固定資産課税台帳に関する事務	固定資産税の賦課	固定資産の所有者	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
61		課税課 固定資産税班	家屋評価調査票に関する事務	固定資産税の賦課	家屋の所有者	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
62		課税課 固定資産税班	分合筆等の登記申請に関する事務	固定資産税の賦課	固定資産の所有者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
63		課税課 固定資産税班	所有権移転の登記申請に関する事務	固定資産税の賦課	固定資産の所有者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
64		課税課 固定資産税班	特別土地保有税申告に関する事務	特別土地保有税の賦課	特別土地保有税の納税義務者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
65		課税課 固定資産税班	特別土地保有税台帳に関する事務	特別土地保有税の賦課	特別土地保有税の納税義務者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
66		課税課 市民税班	市民税県民税変更調書に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
67		課税課 市民税班	市民税の減免申請に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐
68		課税課 市民税班	退職所得申告・個人市民税納入申告に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	☒	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

生活												思想、信条等			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態	記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的な原因となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他		
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐		
☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	住民基本台帳、 刑罰等調書		法務大臣・市議会		☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			㈱サイネックス(ふるさと納税事務代行)	㈱サイネックス(ふるさと納税事務代行)	☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		選挙公報の配布	ポスティング業者	ポスティング業者	☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				㈱電通東日本千葉支社	☒		☒	☒	☐		
☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	税務課				☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	現地調査等				☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	登記簿			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	登記簿・現地調査・都市計画課			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	登記簿				☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	登記簿				☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	特別徴収義務者 地方税法第328条の5			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒		

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																			
						戸籍的事項	氏名	住所	生年月日	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	社会生活・学歴・職業・職歴		
69		課税課 市民税班	給与所得者異動届出に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	■		■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□
70		課税課 市民税班	公的年金等支払報告書に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	■		■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	■	□	□	□
71		課税課 市民税班	公的年金等支払報告一覧表に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	□	宛名番号	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□
72		課税課 市民税班	給与支払報告書に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	■		■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	■	□	■	□
73		課税課 市民税班	市民税・県民税申告に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	■		■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■	■	□
74		課税課 市民税班	確定申告に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	■		■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■	■	□
75		課税課 市民税班	市町村民税・県民税特別徴収税額変更通知に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	■		■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	■	□	□	□
76		課税課 市民税班	市町村民税・県民税特別徴収税額通知に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	■		■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□
77		課税課 市民税班	市町村民税・県民税課税台帳に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	□	宛名番号	■	■	■	■	□	□	□	□	□	■	□	■	■	■	■	■	■
78		課税課 市民税班	相続人代表者指定届出に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□
79		課税課 市民税班	納税管理人申告に関する事務	市・県民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
80		課税課 市民税班	苦情処理に関する事務	市・県民税、軽自動車税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
81		課税課 市民税班	原動機付自転車標識交付に関する事務	軽自動車税の賦課・徴収のため	軽自動車の所有者・使用者等	□	□		■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
82		課税課 市民税班	軽自動車税減免申請に関する事務	軽自動車税の賦課・徴収のため	軽自動車の所有者・使用者等	■	■		■	■	■	□	■	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
83		課税課 市民税班	軽自動車税廃車申告に関する事務	軽自動車税の賦課・徴収のため	軽自動車の所有者・使用者等	■	□	宛名番号	■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
84		課税課 市民税班	軽自動車税変更申告に関する事務	軽自動車税の賦課・徴収のため	軽自動車の所有者・使用者等	■	□	宛名番号	■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
85		課税課 市民税班	軽自動車税申告に関する事務	軽自動車税の賦課・徴収のため	軽自動車の所有者・使用者等	■	□	宛名番号	■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
86		課税課 市民税班	自動車臨時運行受付許可賞与に関する事務	臨時運行許可のため	臨時運行許可を受けようとする者	□	□																		

生活										思想、信条等			【記述：収集する内容等】	その他 【記述：収集する内容】	その他 【記述：収集する内容】	収集の方法 本人以外【記述：具体的な収集先等】	目的外利用 所管課以外でも利用する【記述：名称等】	外部提供 実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託の状況 委託する【記述：委託の内容等】	処理形態 電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的な原因となる個人情報	文書										磁気ディスク	その他	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	特別徴収義務者 地方税法第321条の5			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	公的年金に係る源泉徴収義務者 地方税法第317条の6			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	公的年金に係る源泉徴収義務者 地方税法第317条の6			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	源泉徴収義務者 地方税法第317条の6			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	相続人 地方税法第124条			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	特別徴収義務者 地方税法第321条			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	特別徴収義務者 地方税法第317条の6			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		保険年金課 児童家庭課 社会福祉課	電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	相続人 地方税法第9条・第9条の2				☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			電算処理	☒	株式会社 ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒	
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐	
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		官公署	電算処理	☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		官公署		☒		☒	☒	☐	

[illegible]

生活										思想、信条等			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別の原因となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他	
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			官公署		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	官公署、勤務先金融機関	商工振興・環境・教育総務課	官公署	電算処理	☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒			官公署		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐				☒	地区の代表者				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	地区の代表者				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	団体の代表者				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	市民活動団体の代表者	各課等	市民活動を実施する者等		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	地区の代表者	各課等	学校、警察など公共機関など		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐				☒	地区の代表者				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒	地区の代表者				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐				☒	関係地域住民の代表者、関係団体の代表者				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		秘書課			☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒	なし坊ネット	☐	☐	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒	なし坊ネット	☒	☐	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	親権及び未成年者の後見			☒		国・県・警察等	電算処理	☒		☒	☒	☐		
☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	刑罰			☐	検察庁	選挙管理委員会	国・県・警察等		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	建物の所有者、管理者又は占有者				☒		☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		印影		☒					☒	株式会社ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒	

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																		
						戸籍的事項						心身の状況					家庭状況			社会生活				
						識別番号	(内訳) 個人番号	氏名	住所	生年月日年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・職歴
115		市民課 市民班	住民基本台帳事務	住民基本台帳法に基づく事務	住民登録者	■	■		■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
116		西白井複合センター	戸籍住民業務に関する事務	申請者・申請内容の確認	出張所利用者	□	□		■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
117		西白井複合センター	老人憩いの家に関する事務	老人の健康増進を図るため	利用者	□	□		■	■	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
118		西白井複合センター	児童館に関する事務	児童の健全な育成を図るため	利用者	□	□		■	■	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■
119		西白井複合センター	公民館運営に関する事務	住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため	利用者	□	□		■	■	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■
120		白井駅前センター	戸籍住民業務に関する事務	申請者・申請内容の確認	出張所利用者	□	□		■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
121		白井駅前センター	老人憩いの家に関する事務	老人の健康増進を図るため	利用者	□	□		■	■	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
122		白井駅前センター	児童館に関する事務	児童の健全な育成を図るため	利用者	□	□		■	■	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■
123		白井駅前センター	公民館運営に関する事務	住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため	利用者	□	□		■	■	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■
124		市民安全課 交通防犯班	交通災害共済に関する事務	交通事故により災害を受けた者を救済するため交通災害共済制度を設け、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与する	申込者及び請求者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□
125		市民安全課 交通防犯班	交通指導員に関する事務	交通事故の防止及び交通道德の高揚を図り、市内の交通秩序を確保するため	交通指導員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	□	□	□	■	■
126		市民安全課 交通防犯班	交通事故相談に関する事務	交通事故にあわれた方々の救済を図るため	相談者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□
127		市民安全課 消防防災班	消防団事務	消防団の管理	消防団員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□
128		市民安全課 交通防犯班	防犯組合事務	防犯意識の高揚を図り、防犯活動を推進し、犯罪のない明るく住み良い社会をつくる	防犯組合本部員、防犯指導員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□
129		市民安全課 交通防犯班	自転車等の放置防止に関する事務	放置自転車等を撤去、移送することにより、歩行者等の通行の安全を確保するため	自転車等を移送された者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
130		市民安全課 消防防災班	自主防災組織に関する事務	市地域防災計画に基づく災害時等における連絡体制を確立するため。	自主防災組織の構成員	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
131	廃止 H23	市民安全課 消防防災班	防災自主協力隊に関する事務	市地域防災計画に基づく災害時等における連絡体制を確立するため。	防災自主協力隊構成員	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
132		市民安全課 交通防犯班	自転車等駐車場申請に関する事務	市営駐輪場の運営管理のため	自転車駐車場利用申請をする者	□	□		■	■	■	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□
133	開始 H28	市民安全課 消防防災班	災害時避難行動要支援者名簿に関する事務	災害時に自ら避難することが困難な者の把握のため名簿を作成し、該当者を災害から保護するために活用する。(災害対策基本法第49条の10、11)	70歳以上の高齢者世帯、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、介護認定者(介護度3以上)、その他支援が必要な者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	■	□	□	■	□	□	□
134	廃止	農政課 農政班	白井市農振台帳に関する事務	農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づく事務	市街化調整区域内の土地所有者	□	□		■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
135		農政課 農政班	白井市地域農業再生協議会委員に関する事務	協議会の運営のため	委員	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■
136		農政課 農政班	白井市農業振興地域整備促進協議会委員に関する事務	協議会の運営のため	委員	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

生活												思想、信条等		その他		収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別的な個人情報	【記述:収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述:具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述:名称等】	実施機関以外に提供する【記述:提供先等】	委託する【記述:委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述:オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	光ディスク	その他
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		世帯主・続柄、住民となった年月日	外国人住民についての第7条第1号から第3号までに掲げる事項、国籍等又は第30条の45の表の下欄	☒	他の市町村	住民基本台帳法に基づく。課税課、建設課等	住民基本台帳法に基づく。他市区町村、警察等	電算処理	☒	株式会社ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒	なし坊ネット	☐	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒	なし坊ネット	☐	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			千葉県市町村総合事務組合		☒		☒	☒	☐	
☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	千葉県交通事故相談所			相談業務(県の事業)	☐	☐	☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	印西警察署					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	市関係各課(災害対策基本法第49条の10第3項)、千葉県知事(同条第4項)	市関係各課(災害対策基本法第49条の11第1項)	避難支援等関係者(災害対策基本法第49の11第3項)、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、印西地区消防組合、警察(本人同意)民生委員(平成24年12月7日白情審第2号答申)	システム保守委託(株)ディー・エス・ケイ)	☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	税務課				☒		☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	各関係機関				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	関係機関				☒		☒	☒	☐	

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取 扱	事務を所 掌する組 織の名称	個人情報取扱事 務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の 範囲	個人情報の記録項目																						
						戸籍的事項						心身の状況					家庭状況				社会生							
						識別 番号	(内 訳) 個人 番号 その他 記述(内 容)	氏 名	住 所	生 年 月 日 年 齢	性 別	電 話 番 号	本 籍 ・ 国 籍	顔 写 真	健 康 状 態	傷 病 歴	障 害	性 格 ・ 性 質	身 体 の 特 徴	家 族 状 況	婚 姻 歴	親 族 関 係	居 住 状 況	職 業 ・ 職 歴	学 業 ・ 学 歴			
137	廃止 H29	農政課 農 政班	野菜づくり講習会 参加者名簿に関する事務	参加者を把握するため	参加者	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
138		農政課 農 政班	鳥獣飼養許可(交付・有効期間更新) 申請に関する事務	鳥獣保護及び狩猟の適正化に 関する法律に基づく許可のため	鳥獣飼養許可申請者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐
139		農政課 農 政班	鳥獣捕獲許可申請者(従事者)名簿に 関する事務	許可申請者把握のため	許可申請者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐
140		農政課 農 政班	農業振興地域整備 計画変更申請に関する事務	農業振興地域の整備に関する法 律の規定に基づく事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
141		農政課 農 政班	農業経営改善計画 認定申請に関する 事務	農業経営基盤強化促進法の規 定に基づく事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	
142		農政課 農 政班	水稻生産実施計画 書に関する事務	主要食糧の需給及び価格の安定 に関する法律の規定に基づく 事務	生産調整実施農業者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
143		農政課 農 政班	味噌づくり体験講 座参加者名簿に関する事務	参加者を把握するため	参加者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
144	開始 H28	農政課 農 政班	農業次世代人材投 資資金(旧青年等 就農給付金)に関 する事務	農業次世代人材投資資金(青年 就農給付金)の給付対象者判定 のため	農業次世代人材投資資金 (青年就農給付金)給付対 象者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒
145	開始 H28	農政課 農 政班	環境保全型農業直 接支払交付金に関 する事務	環境保全型農業直接支払交付 金対象事業の判定のため	環境保全型農業直接支払 交付金申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒
146		商工振興 課 商工振 興班	白井市ふるさとま つり実行委員会名 簿に関する事務	委員会の運営のため	委員	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
147		商工振興 課 商工振 興班	商業の振興に関す る事務	中小企業の従業員の福祉の増 進のため、退職金共済契約を締 結した中小企業者に対し、補助 金を交付する	退職共済契約者・市内1年 以上の事業者・市税完納者	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	
148		商工振興 課 商工振 興班	中小企業資金融資 に関する事務	市内の中小企業の振興を図るた め	市内の事業者、連帯保証 人、融資審査会委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	
149		商工振興 課 商工振 興班	消費生活に関する 事務	消費者の利益の擁護と消費生活 の向上を図る	モニター・相談員・相談者、 各種講座・講演会参加者及び 関係者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	
150		商工振興 課 商工振 興班	ふるさと産品認定 審査会に関する事 務	白井市を象徴する特産品を育成・定着させることにより市の産業振興を図り、市民生活の向上とふるさと意識の高揚を図る。	ふるさと産品認定審査会委員、認定申請事業者及び製品に関する情報	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
151		商工振興 課 商工振 興班	無料職業相談紹介 事務	職業紹介・職業相談のため	市内及び市外の求職者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☒	☐	
152	廃止 H22	商工振興 課 商工振 興班	定額給付金給付に 関する事務	定額給付金の給付のため	平成21年2月1日時点で市内に住民登録をしている者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
153		商工振興 課 商工振 興班	労政関係事務(セミナー関係)	各種就活セミナーの応募者	市内外求職者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	
154		商工振興 課 商工振 興班	労政関係事務	年金・労働相談	市内外求職者・事業者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☒	☒	☒	☒	
155		商工振興 課 商工振 興班	中小企業活性化事業関係事務	中小企業何でも相談	事業者など	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	
156		商工振興 課 商工振 興班	中小企業活性化事業関係事務(セミナー関係)	経営支援セミナー応募者	事業者など	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	
157	廃止 H24	商工振興 課 商工振 興班	ふるさと雇用創出 事業及び緊急雇用 創出事業関係事務	雇用創出	求職者・事業者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	
158		商工振興 課 商工振 興班	工業専用地域内 における空き工場・空き用地実態調査に関する事務	企業誘致及び工業団地の活性化の促進を図るため	土地所有者・建物所有者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
159		商工振興 課 商工振 興班	進出希望企業受付 名簿	白井市への進出を希望している企業から空き用地等に関する問い合わせがあった際に、連絡先、進出希望先及び事業用地の面積等を整理する目的で受付表を作成し管理しているものです。	市内への進出希望企業	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

生活												思想、信条等			収集の方法			目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態	記録媒体			
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体の加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	光ディスク	その他
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐			☒	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		北総農業共済組合			☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☒
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		生産物の出荷状況		☒			印旛農業事務所、西印旛農業協同組合及び農業委員会		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		生産物の出荷状況		☒			印旛農業事務所		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	関係機関				☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒			千葉県信用保証協会		☒			☒	☒	☐
☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	人種、性、貧富、病 気、障がい			☒	関係機関	地域包括支援センター	千葉県くらし安全推進課		☒			☒	☒	☒
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		認定申請事業者及び製品に関する情報		☒					☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒			千葉県労働局、求人事業主		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒				株式会社ディー・エス・ケイ	☒	株式会社ディー・エス・ケイ	☒	☒	☐	
☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	ジョブカフェちば／県ジョブサポートセンターなど		ジョブカフェちば／県ジョブサポートセンターなど	ジョブカフェちば／県求職者総合支援センターなど	☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	千葉県社会保険労務士会		千葉県社会保険労務士会	千葉県社会保険労務士会 船橋支部	☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	社団法人千葉県能率協会		社団法人千葉県能率協会	社団法人千葉県能率協会	☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	公共職業安定所の紹介等		千葉県		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		土地の現況		☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐

[illegible]

生活										思想、信条等			【記述：収集する内容等】		その他		収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態	記録媒体				
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的な原因となる個人情報			【記述：収集する内容】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他	
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□						■					■		■	■	□	
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□						■			消費者庁及び千葉県	独立行政法人国民生活センター	■			■	■	■
□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□						■				指定管理者(NPO法人ワークスコープ)	□			■	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□						■	関係機関				■			■	■	□
□	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□						■	課税課、他の官公庁			電算処理委託	■			■	■	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□						■					■			■	■	□
■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□						■			千葉県		■			■	■	□
□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□				被害の内容及びその程度	人的被害者	■	親族				■			■	■	□
□	■	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■			生活保護費支給決定に必要なため			■	他の官公庁		他の官公庁		■			■	■	□
□	□	□	□	■	□	□	■	□	□	□	□						■	課税課、他の官公庁		障害者介護給付認定審査会		■	国民健康保険団体連合会とのデータ送受信のため	■	■	□	
□	□	□	□	■	□	□	■	□	□	□	□				健康保険の種類、通院医療機関	障害年金・特別障害給付金の給付状況	■	課税課、他の官公庁		他の官公庁		■			■	■	□
□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□				健康保険の種類、通院医療機関	障害年金の給付状況、特別障害給付金の給付状況	■	船橋年金事務所・日本年金機構千葉事務センター		他の官公庁		■			■	■	□
□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□				自動車登録番号、運転免許証	ETCカード番号・ETC車載器管理番号	■					□			■	□	□
□	□	□	□	■	□	□	■	□	□	□	□						■	課税課、他の官公庁				■			■	■	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□						■	他の官公庁		他の官公庁		■			■	■	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□						■					□			■	□	□
□	□	□	□	■	□	□	■	■	□	□	□				加入医療保険		■	課税課		後期高齢者広域連合		■			■	■	□
□	□	□	□	■	□	□	■	□	□	□	□				加入医療保険		■	課税課		他の官公庁		■			■	■	□
□	□	□	□	■	□	□	■	□	□	□	□						■	課税課		他の官公庁		■			■	■	□
□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□						■	他の官公庁		他の官公庁		■			■	■	□
□	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□						■	課税課、他の官公庁		他の官公庁		■			■	■	□
□	□	□	□	■	□	□	■	■	□	□	□						■	他の官公庁・課税課		他の官公庁		■			■	■	□
□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□				特定疾患医療受給者票記載内容	小児慢性疾患特定疾患医療受給券記載内容	■					■			■	■	□

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																			
						戸籍的事項							心身の状況				家庭状況			社会生活・学歴					
						識別番号	(内訳)個人番号 その他記述(内容)	氏名	住所	生年月日年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴		家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・職歴
183	社会福祉課 障害福祉班	扶養年金に関する事務	扶養年金加入者台帳管理	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□
184	社会福祉課 障害福祉班	身体障害者等住宅改造費助成に関する事務	身体障害者等住宅改造費助成のため	身体障害者手帳所持者	■	■		■	■	■	□	■	□	□	□	□	■	□	□	■	□	□	□	■	■
185	社会福祉課 障害福祉班	身体障害者自動車運転免許取得費助成申請に関する事務	身体障害者自動車運転免許取得費助成のため	身体障害者手帳所持者	□	□		■	■	■	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
186	社会福祉課 障害福祉班	福祉カー貸付に関する事務	福祉カー貸付のため	心身障害者	□	□		■	■	■	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
187	社会福祉課 障害福祉班	重度知的・ねたきり身体障害者福祉手当に関する事務	重度知的・ねたきり身体障害者福祉手当支給のため	療育手帳所持者・身体障害者手帳所持者	□	□		■	■	■	■	□	□	□	□	□	■	□	□	■	□	□	□	□	□
188	社会福祉課 障害福祉班	一時介護料助成に関する事務	一時介護料助成のため	療育手帳、身体障害者手帳所持者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
189	社会福祉課 障害福祉班	重度身体障害者用自動車改造費助成申請に関する事務	重度身体障害者用自動車改造費助成のため	身体障害者手帳所持者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	■	□	□	□	□	□
190	社会福祉課 障害福祉班	NHK放送受診料免除申請手続きに関する事務	NHK放送受診料免除申請手続きのため	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者及び家族	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	■	□	□	□	□	□
191	社会福祉課 障害福祉班	ねたきり身体障害者等入浴サービス事業に関する事務	訪問入浴サービスを実施するため	利用を希望する障害者及び介護者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	■	□	□	■	□	□	□	□	□
192	社会福祉課 障害福祉班	障害者施設交通費助成に関する事務	施設通所に係る交通費の一部を助成するため	市外の障害者（児）施設に通所している障害者（児）及びその介護者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
193	社会福祉課 障害福祉班	生活サポート事業に関する事務	日常生活を営むのに支障がある障害者（障害程度区分が非該当）に対し、ホームヘルパーを派遣するため	障害者及びその家族	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	■	□	□	■	□	□	□	□	□
194	社会福祉課 障害福祉班	就労相談に関する事務	就労支援を行うため	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	□	■	□	□	□	■	■
195	社会福祉課 障害福祉班	サポートファイル事業に関する事務	生涯を通じた支援を行うため	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	□	■	□	□	□	■	■
196	社会福祉課 身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター事業	身体障害者福祉センター事務	デイサービス契約者及び理学療法士相談申込者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	□	■	□	□	□	■	■
197	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター利用許可に関する事務	施設の貸し出しのため	利用を希望する障害者又は障害者の福祉を目的とする団体	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
198	社会福祉課 障害福祉班	白井市障害児通所給付費等に関する事務	障害児通所給付決定のため	利用希望する申請者（親）とその児童	■	■		■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	□	□	■	□	□	□	■	■
199	社会福祉課 障害福祉班	育成医療に関する事務	育成医療給付のため	利用希望する申請者（親）とその児童	■	■		■	■	■	■	■	□	□	■	■	□	□	□	■	□	□	□	□	□
200	高齢者福祉課 高齢者支援班	高齢者に対する福祉タクシー利用交付券申請に関する事務	福祉タクシー利用交付券交付のため	要介護2から5の認定者	□	□		■	■	■	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□
201	高齢者福祉課 高齢者支援班	福祉有償運送運営協議会に関する事務	移動制約者のボランティア輸送の必要性を検証するため	ボランティア輸送利用者、運転者	□	□		■	■	■	□	□	□	□	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
202	高齢者福祉課 高齢者支援班	老人ホーム入所措置に関する事務	契約によらない老人ホームへの入所の適正実施を図る	老人ホーム入所者	□	□		■	■	■	■	□	□	□	□	■	■	□	□	■</					

生活										思想、信条等			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別的な個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒			千葉県		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐				☒	課税課				☒		☒	☒	☐	
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	課税課 他の官公庁				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		介護の委託先		☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		自動車登録番号		☒	課税課				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐		NHK受診契約お客様番号		☒	課税課		NHK		☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				訪問入浴サービス提供事業者	☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	特別支援学校、就労支援事業所等		企業等		☒		☒	☒	☐	
☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒	健康課、児童家庭課				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒				外部講師	☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐		会員名簿		☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	課税課 他の官公庁				☒	国民健康保険団体連合会とのデータ送受信のため	☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐		加入医療保険		☒	課税課				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☐		☒	☐	☐		
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☐	ボランティア輸送団体				☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐				☒	親族、関係者		老人ホームほか		☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				安全センター(株)	☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				(有)オーケーサービス	☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				白井市社会福祉協議会	☐		☒	☐	☐	

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取 扱	事務を所 掌する組 織の名称	個人情報取扱事 務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の 範囲	個人情報の記録項目																				
						戸籍的事項					心身の状況					家族状況			社会生							
						識別 番号	(内 訳) 個人 番号 その他 記述(内 容)	氏 名	住 所	生 年 月 日 年 齢	性 別	電 話 番 号	本 籍 ・ 国 籍	顔 写 真	健 康 状 態	傷 病 歴	障 害	性 格 ・ 性 質	身 体 の 特 徴	家 族 状 況	婚 姻 歴	親 族 関 係	居 住 状 況	職 業 ・ 職 歴	学 業 ・ 学 歴	
207		高齢者福祉課 高齢者支援班	軽度生活援助サービス申請に関する事務	軽度生活援助サービスのため	サービス利用者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	■	□	□	■	□	□	□	□	□
208		高齢者福祉課 高齢者支援班	訪問理美容サービス申請に関する事務	訪問理美容サービスのため	サービス利用者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	■	□	□	■	□	□	□	□	□
209		高齢者福祉課 高齢者支援班	ショートステイ事業申請に関する事務	ショートステイ事業のため	サービス利用者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	■	■	□	■	□	□	□
210		高齢者福祉課 高齢者支援班	紙おむつ給付申請に関する事務	紙おむつ給付のため	サービス受給者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	■	□	□	■	□	□	□	□	□
211		高齢者福祉課 高齢者支援班	高齢者住宅改造費助成申請に関する事務	高齢者住宅改造費助成のため	サービス利用者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	■	□	□	■	□	□	□	□	□
212		高齢者福祉課 高齢者支援班	老人福祉週間に関する事務	老人福祉週間のため	金婚、三夫婦該当者	□	□		■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□
213		高齢者福祉課 高齢者支援班	60歳名簿に関する事務	60歳以上の者の把握のため	60歳以上の者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
214		高齢者福祉課 高齢者支援班	高齢者等給食サービス申請に関する事務	給食配達サービスのため	サービス利用者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	□	■	■	■	□	□
215		高齢者福祉課 高齢者支援班	徘徊高齢者家族支援事業申請に関する事務	徘徊高齢者家族支援対策のため	サービス利用者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□
216		高齢者福祉課 介護保険班	介護給付記録	心身の状況他給付の記録を記録し、情報を保存する必要がある	居宅及び施設サービス利用者	■	□	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□
217		高齢者福祉課 介護保険班	介護認定審査会に関する事務	心身の状況他多岐にわたる情報により審査を行い調査・判定を行うため	認定審査委員及び申請者	■	□	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□
218		高齢者福祉課 介護保険班	介護認定訪問調査に関する事務	申請者及び家族の情報を記録し、保存する必要がある	認定申請者全員	■	□	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	■	□	■	□	□	□
219		高齢者福祉課 介護保険班	介護事業計画策定のためのアンケート	発送記録の保管	40歳以上の一部の市民（要介護・要支援認定者は全員）	■	□	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
220		高齢者福祉課 介護保険班	介護相談員派遣事業	相談員の知り得た個人情報の記録	65歳以上の市民全員及び一部40歳から64歳の者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	■	□	□
221		高齢者福祉課 介護保険班	介護低所得者対策事業	所得及び資産の状況調査記録を保管するため	申請者、申請者の配偶者及び申請者と同じの世帯に属する者	■	■	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	□	□	■	■	■	□	■	□
222		高齢者福祉課 介護保険班	介護保険料の賦課徴収	個人の所得状況・住民記録情報を保存するため	1号被保険者全員	■	■	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□
223		高齢者福祉課 介護保険班	介護保険料の滞納処分	個人の賦課記録を含めた滞納及び督促状況を保管するため	滞納者全員	■	□	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
224		高齢者福祉課 介護保険班	介護保険1号被保険者台帳(要介護認定・要支援認定を受けた2号被保険者含む)	被保険者の管理	白井市に住所を有する65歳以上の者、白井市の住所地特例に該当する65歳以上の者、要支援・要介護認定を受けた40歳～64歳の者	■	■	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	■	□	□
225		高齢者福祉課 介護保険班	介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務	事業費の支給等に関する情報を記録するため	総合事業の支給対象者として市が認める者及び当該者と同一の世帯に属する者	■	□	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□
226		高齢者福祉課 介護保険班	介護支援ボランティアに関する事務	介護支援ボランティア事業のため	介護支援ボランティア登録者	■	□	介護保険被保険者番号	■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
227		高齢者福祉課 介護保険班	介護保険関係の補助金・助成金等に関する事務	介護保険関係の補助金・助成金等の交付のため	交付対象者等	■	□	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□
228		高齢者福祉課 介護保険班	介護サービス事業者の指定に関する事務	介護サービス事業者の指定のため	介護サービス事業所の代表者及び従業員	□	□		■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
229		高齢者福祉課 地域包括支援センター	高齢者実態調査票に関する事務	高齢者実態調査のため	65歳以上の高齢者	■	□	介護保険被保険者番号	■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	■	□	■	■	■	□

生活												思想、信条等			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態	記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				シルバー人材センター	☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				白井市理容組合員・美容組合員	☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				特別養護老人ホーム	☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				㈱成玉舎千葉営業所	☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				住宅改造請負業者	☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	住民基本台帳					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				白井市社会福祉協議会	☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	家族			通信システム契約業者	☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒	国保連			レセプト 国保連保管	☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒	主治医		介護施設		☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒	病院・介護施設		介護施設	遠隔地のケアマネジャー	☒		☒	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				アンケート	☒		☒	☐	☒		
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	介護施設				☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐				☒	課税課				☒	株式会社ディー・エス・ケイ	☒	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐				☒	課税課・収税課				☒	株式会社ディー・エス・ケイ	☐	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐				☒					☒	株式会社ディー・エス・ケイ	☐	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐				☒			国保連合会	被保険者情報の管理	☒	株式会社ディー・エス・ケイ	☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒	国保連			レセプト 国保連保管	☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	課税課・収税課				☐		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	介護サービス事業指定申請者			Nissay-IT LGWAN ASP Service	☒		☒	☐	☐		
☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒			地域包括支援センター	一部委託：白井駅前地域包括支援センター・西白井駅前地域包括支援センター	☒	株式会社ワイズマン	☒	☒	☐		

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																				
						戸籍的事項					心身の状況					家庭状況			社会生活							
						識別番号	(内訳) 個人番号 その他記述(内容)	氏名	住所	生年月日 年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・職歴	学業・学歴	
230		高齢者福祉課 地域包括支援センター	介護予防ケアマネジメント事務・指定介護予防支援業務	要支援者や事業対象者のケアマネジメントをするため	本人、家族	■	□			■	■	■	■	□	□	■	■	■	□	■	■	■	■	■	□	
231		高齢者福祉課 地域包括支援センター	総合相談事務・権利擁護事務	高齢者の保健・福祉・介護に関する相談の総合調整・要支援のケアマネジメントをするため	本人、家族	■	□			■	■	■	■	□	□	■	■	■	□	■	■	■	■	■	□	
232	廃止 H28	高齢者福祉課 地域包括支援センター	白井市2次予防事業対象者把握事業に関する事務	二次予防事業対象者を早期に把握し、個人結果票等の送付を行うため	65歳以上の高齢者(要支援・要介護認定者除く)	□	□			■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	□	□	■	□	□	
233		高齢者福祉課 地域包括支援センター	介護予防・日常生活支援総合事業サービス、生活支援体制整備事業	介護予防・日常生活支援総合事業サービスの創出と利用・提供のため。	サービス利用者及び提供者・関係機関	■	□			■	■	■	■	□	■	■	■	■	■	□	□	■	□	□		
234		子育て支援課 子育て支援班	児童手当支給事務	児童を養育している者に児童手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため	市内に住所を有し、中学校第3学年修了前児童を養育している者	■	■			■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	
235		子育て支援課 子育て支援班	児童扶養手当支給関係事務	父母の離婚等により、父母と生計を同じくしていない児童を養育されている父子・母子家庭等の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る	18歳に達する日以後の3月31日までの児童(障害口がある場合は20歳未満)を監護している父・母又は父母に代わって児童を養育している者	■	■			■	■	■	■	□	□	□	■	□	□	■	■	■	□	■	□	
236		子育て支援課 子育て支援班	ひとり親家庭等医療費助成関係事務	助成金を支給することにより、母子家庭、父子家庭等の福祉の向上を図る	18歳に達する日以後の3月31日までの児童(障害がある場合は20歳未満)を監護している父・母又は父母に代わって児童を養育している者とその児童	■	■			■	■	■	■	□	□	□	■	□	□	■	■	■	□	□	□	
237		子育て支援課 子育て支援班	ママヘルパー派遣事業	産褥期に家事・育児等の支援を必要とする家庭に対して、ママヘルパーを派遣することによって、産褥婦の精神的・肉体的負担を軽減し、産後の生活を支援する。	申請者とその家族	□	□			■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	□	■	□
238		子育て支援課 子育て支援班	こども発達センターに関する事務	発達の障害のある児童又は発達に支援を要する児童及びその保護者に対し、日常生活の指導、相談等を支援する事業を実施することにより、児童の発達を促進し、もって保護者の精神的負担を軽減する。	児童、保護者	□	□			■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	□	□	■	■	□	
239		子育て支援課 子育て支援班	母子保護の実施に関する事務	母子生活支援施設への保護の実施	母子	■	■			■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
240		子育て支援課 子育て支援班	助産の実施に関する事務	助産施設における助産の実施	申請者	■	■			■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
241		子育て支援課 子育て支援班	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金関係事務	ひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父又は母に対し、受講費用の一部を支給し、ひとり親家庭の自立の促進を図る	利用対象者及び同居者	■	■			■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	■	■
242		子育て支援課 子育て支援班	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金関係事務	ひとり親家庭の父及び母の就職及び生活の安定に資する資格取得のために養成機関に1年以上修業し、対象資格の取得が見込まれるひとり親家庭の父及び母に、高等技能訓練促進費を支給し、ひとり親家庭の自立を促進する。	利用対象者及び同居者	■	■			■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	■	■
243		子育て支援課 子育て支援班	ひとり親家庭等日常生活支援関係事務	ひとり親家庭等が、修学や疾病等の理由により、一時的に日常生活を営むのに支障が生じているとき、家庭生活支援員を派遣し、児童の保育や家事の援助を行うことにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	利用対象者及び同居者	■	■			■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
244		子育て支援課 子育て支援班	子育て支援事業等利用料助成制度関係事務	生後6か月から10歳未満の児童を養育している低所得の世帯に対し、子育て支援事業等利用料の一部を助成することにより、家庭の経済的負担の軽減を図り、生活の安定に寄与するため。	利用対象者及び同居者	□	□			■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	■	□	■	□	■	□
245	廃止 H27	子育て支援課 子育て支援班	白井市次世代育成支援対策地域協議会に関する事務	協議会委員選出のため	協議会委員	□	□			■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□

生活												思想、信条等			【記述：収集する内容等】	その他 【記述：収集する内容】	その他 【記述：収集する内容】	収集の方法		目的外利用 【記述：名称等】	外部提供 【記述：提供先等】	委託の状況 【記述：委託の内容等】	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的な差別となる個人情報	電子計算処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書				磁気ディスク	光ディスク				その他				
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		■	家族		居宅支援事業者・介護予防サービス事業者	一部委託：白井駅前地域包括支援センター・西白井駅前地域包括支援センター・居宅支援事業所	■		■	■	□					
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		■	家族		地域包括支援センター	一部委託：白井駅前地域包括支援センター・西白井駅前地域包括支援センター	■		株式会社ワイズマン	■	■	□				
□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□		■				アシスト株式会社	■			■	■	□				
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		■				白井市社会福祉協議会	■			■	■	■				
□	□	□	□	■	■	□	■	■	□	□	□		■	市民課、課税課 他の市区町村		他の市区町村		■			■	■	□				
□	□	□	□	■	■	□	■	■	□	□	□		■	課税課 市民課 他の市区町村		他の市区町村		■			■	■	□				
□	□	□	□	■	■	□	■	■	□	□	□		■	課税課 市民課 他の市区町村				■			■	■	□				
□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□		■					■			■	■	□				
□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□		■			病院、学校、保育園、幼稚園		■			■	■	□				
□	■	□	□	■	■	□	■	□	□	□	□		■			母子生活支援施設	県の認可を受けている母子生活支援施設。入所を委託	■			■	■	□				
□	■	□	□	■	■	□	■	□	□	□	□		■			助産施設(病院)	県の認可を受けている助産施設。入院・助産を委託。	■			■	■	□				
□	■	□	□	■	■	□	■	■	□	□	□		■	課税課				■			■	■	□				
□	■	□	□	■	■	□	■	■	□	□	□		■	課税課				■			■	■	□				
□	■	□	■	■	■	□	■	■	□	□	□		■	課税課			白井市社会福祉協議会	■			■	■	□				
□	□	□	□	■	■	□	■	■	□	□	□		■	課税課				■			■	■	□				
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		■					■			■	■	□				

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目									心身の状況						家族状況				社会生活	
						戸籍的事項 （内訳） 識別番号 個人番号 その他記述(内容)			氏名	住所	生年月日年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・職歴	学業・学歴
246		子育て支援課　子育て支援班	白井市子ども・子育て会議に関する事務	委員選出のため	委員	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒			
247		子育て支援課　子育て支援班	子ども医療費助成事業	子どもの医療に要する経費の全部又は一部を給付するため。	申請者　世帯員	☒	☒		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
248		子育て支援課　子育て支援班	未熟児養育医療事業	未熟な状態で生まれた赤ちゃんが、指定の医療機関において入院治療を受けるためにかかる医療費の一部を給付するため。	申請者、世帯員	☒	☒		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
249		子育て支援課　子育て支援班	子育て短期支援事業	子育て中の保護者が病気・出産・仕事などにより、家庭で子どもを見ることが困難な場合に、施設で一時的に預かるため。	申請者、世帯員	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
250		桜台保育園	保育事務	児童福祉法に基づく保育を実施するため	児童及び保護者	☒	☒		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
251		清水口保育園	保育事務	児童福祉法に基づく保育を実施するため	児童及び保護者	☒	☒		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
252		南山保育園	保育事務	児童福祉法に基づく保育を実施するため	児童及び保護者	☒	☒		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
253		保育課　保育班	保育所児童管理関係事務	児童の保育を目的とする	入所申込み児童、保護者、同居者	☒	☒		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
254		保育課　保育班	一時保育利用申請等受理事務	15日／月範囲内における保育の実施	利用対象人物（児童及び保護者）	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
255		保育課　保育班	子育て支援センター運営事務	育児等に関する相談・助言及び保護者間交流を通じての、地域による支援ネットワークの構築	利用対象人物（児童及び保護者）	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
256	廃止 H29	保育課　保育班	白井市家庭的保育事業に関する事務	家庭的保育事業の運営の為	家庭的保育者及び保育補助者（申請含む）	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
257		保育課　保育班	学童保育所関係事務	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校在学児童に対して適切な遊び、生活の場を与え児童の健全育成を図る	入所児童、保護者、指導員	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
258		保育課　保育班	ファミリーサポートセンター運営事務	利用・提供会員相互互助による、子育て支援	利用・提供会員登録者及び利用対象人物（児童・保護者）	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
259		保育課　保育班	私立幼稚園就園奨励費補助事務	所得に応じて、保育料の一部を補助するため。	私立幼稚園就園児及び保護者	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
260		保健福祉相談室　相談支援班	保健福祉相談事務	市民の保健・福祉に関する相談の総合調整をするため	本人、家族	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒				
261		保健福祉相談室　相談支援班	生活困窮者自立支援事業に関する事務	相談者の生活の健全化、適正な家庭環境の構築における相談及び支援をするため	本人、家族	☐	☐		☒																	

生活													収集の方法			目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態	記録媒体					
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体の加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	思想・宗教	社会的差別の原因となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	光ディスク	その他
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	市民課、課税課、他の市区町村		千葉県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金千葉支部、他の市区町村	千葉県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金千葉支部	☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒	市民課、課税課		入院している医療機関、千葉県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金千葉支部	指定の医療機関、千葉県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金千葉支部	☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒	課税課		契約している施設(ほうゆうベビーホーム)	ほうゆうベビーホーム	☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐				☒	課税課		国、県、他市区町村		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐			☒	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐			☒	☐	☐
☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒			連携施設	家庭的保育事業委託	☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐				☒	課税課		国、県、他市区町村、事業者、運営会	学童保育所運営業務	☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	課税課		私立幼稚園		☒			☒	☒	☐
☐	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒	家族・住民基本台帳・関係機関		保健所・児童相談所・医療機関など		☒			☒	☒	☐
☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐				☒			病院、社会福祉協議会、警察等	くらしと仕事のサポートセンター	☒			☒	☒	☐
☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐				☒	住民基本台帳、病院、関係課等	健康課、社会福祉課、児童家庭課等	児童相談所、病院、学校等		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐				☒			印旛保健所		☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐				☒	本人、住民基本台帳、戸籍、銀行、年金事務所、生命保険会社等		他の官公庁		☒			☒	☒	☐
☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	住基システム、他の官公庁等		他の官公庁等		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取 扱	事務を所 掌する組 織の名称	個人情報取扱事 務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の 範囲	個人情報の記録項目																			
						戸籍的事項					心身の状況					家庭状況				社会生					
						識別 番号	(内 訳) 個人番号 その他 記述(内 容)	氏 名	住 所	生 年 月 日 年 齢	性 別	電 話 番 号	本 籍 ・ 国 籍	顔 写 真	健 康 状 態	傷 病 歴	障 害	性 格 ・ 性 質	身 体 の 特 徴	家 族 状 況	婚 姻 歴	親 族 関 係	居 住 状 況	職 業 ・ 職 歴	学 業 ・ 学 歴
268		健康課 母子保健班・健康づくり推進班	非常勤職員雇用に関する事務	予防接種事業、母子保健事業、その他保健事業実施のため	申請者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☒
269		健康課 母子保健班	妊婦・乳児一般健康診査に関する事務	妊婦・乳児一般健康診査の委託実施のため	妊婦・乳児一般健康診査の受診者	☒	☐	受診券番号	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐
270		健康課 母子保健班・保健予防班	市医師、市歯科医師に関する事務	予防接種、母子保健事業実施における市医師、市歯科医師委嘱のため	市医師、市歯科医師	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
271		健康課 母子保健班・保健予防班・健康づくり推進班	健康相談に関する事務	健康相談時の情報管理のため	相談者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐
272		健康課 保健予防班・母子保健班・健康づくり推進班	訪問指導に関する事務	訪問指導時の情報管理	訪問指導対象者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐
273		健康課 母子保健班	乳幼児健診・育児相談に関する事務	乳幼児健診、育児相談名簿、記録用紙及び観察台帳の管理のため	健診、育児相談受診者	☒	☐	宛名番号	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☒	☐
274		健康課 母子保健班	母子手帳発行に関する事務	妊娠届出書、ハイリスク妊婦台帳、出生届出書及び新生児訪問記録用紙の管理のため	妊産婦、新生児の保護者	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐
275		健康課 健康づくり班・保健予防班・母子保健班	健康教育に関する事務	各種健康教育への参加者を把握するため	申込み者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐
276		健康課 母子保健班	白井市母子保健推進員に関する事務	母子保健事業実施における母子保健推進員委嘱のため	母子保健推進員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
277		健康課 健康づくり推進班	白井市食生活改善推進員に関する事務	食生活改善事業実施における食生活改善推進員委嘱のため	白井市食生活改善推進員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
278		健康課 健康づくり推進班	健康づくり推進協議会に関する事務	市民の健康増進に関する審議企画等を行う	委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
279		健康課 保健予防班	各種健(検)診に関する事務	市民の生活習慣病予防の推進	各種健(検)診申込者及び受診者	☒	☒	宛名番号	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☒	☐
280	廃止 H28	健康課 健康づくり推進班	ふるさとしらい魅力発見ウォーク実行委員会に関する事務	健康づくりに役立つイベント(ウォーキング)を住民参画により実施するために企画から当日の運営まで実行委員会を組織し企画開催する	応募者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
281		健康課 母子保健班	予防接種事業に関する事務	伝染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため	予防接種対象者	☒	☐	宛名番号	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
282		健康課 母子保健班	感染症予防事業に関する事務	感染症のまん延を予防し、市民の健康を保持するため	感染症罹患患者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐
283		健康課 母子保健班	予防接種健康被害調査委員会に関する事務	予防接種による健康被害の適正かつ円滑に処理するため委員を委嘱する	委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
284	廃止 H25	健康課 保健予防班	歯科診療所に関する事務	診療所の開設者、管理者の履歴及び訪問歯科診療準備検討委員会の名簿管理	開設者(市長)、管理者(地区歯科医師会長)、委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
285		健康課 健康づくり推進班	健康増進ルームに関する事務	市民の主体的な健康づくりを推進するため	トレーニング室登録者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒
286		健康課 保健予防班	特定健康診査等の健康診査及び特定保健指導に関する事務	生活習慣病(メタボリックシンドローム等)予防の推進	40歳以上の健診受診者、保健指導対象者	☒	☒	宛名番号	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
287		健康課 母子保健班	妊婦・乳児健康診査助成事務	妊婦・乳児健康診査に要する経費の全部又は、一部を助成するため	申請者 子	☒	☐	受診券番号	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐
288		健康課 母子保健班	新型インフルエンザワクチン接種費用助成に関する事務	生活保護世帯及び65歳未満の市民税非課税世帯に対する接種費用の全部又は一部を助成するため	申請者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
289		健康課 母子保健班	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事務	小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付するため	申請者 世帯員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐
290		保険年金課 保険年金班	国民年金被保険者の資格関係整備事業	住民基本台帳により住民票の記載事項となっているため	国民年金の被保険者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

生活	思想、信条等										その他			収集の方法	目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態	記録媒体					
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			千葉県医師会、ちば県民保健予防財団		☒		☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		保健福祉相談室、社会福祉課、高齢者福祉課、児童家庭課	保健所、児童相談所		☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		保健福祉相談室、社会福祉課、高齢者福祉課、児童家庭課	保健所、児童相談所		☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		保健福祉相談室	保健所、児童相談所		☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒	保険年金課行政情報システムとの連結		検診機関、千葉県後期高齢者医療広域連合	医療機関、検診機関	☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	病歴			☒	他の官公庁等				☒		☒	☒	☐
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☒	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			白井市民健康増進クラブ		☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	保険年金課行政情報システムとの連結		検診機関	検診機関	☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☐	☐
☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒	住基システム				☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒	住民基本台帳法第7条第11項		日本年金機構	株式会社ディー・エス・ケイ	☒		☒	☒	☐

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																		
						戸籍的事項					心身の状況					家族状況			社会生活					
						識別番号	(内 証) 個人番号 その他 記述(内容)	氏名	住所	生年月日 年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻関係	居住状況	職業・職歴	学業・学歴
291		保険年金課 保険年金班	国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例に係る事務	申請者、配偶者及び同世帯の世帯主の個人情報と所得状況が必要のため	国民年金の申請者、配偶者及びその者の同世帯の世帯主	☐	☐							☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
292		保険年金課 保険年金班	国民年金の給付に係る各種届出及び相談事務	年金受給者とその者の同世帯の個人情報と所得状況を確認するため	年金受給者とその者の同世帯の世帯員	☒	☒	宛名番号・基礎年金番号						☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
293		保険年金課 保険年金班	福祉年金関係事務	年金受給権者及びその扶養者の個人情報と所得状況を確認するため	年金受給者とその者の扶養者等	☐	☐							☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
294		保険年金課 保険年金班	医療費及び診療報酬の請求審査	診療報酬の内容を把握し、保存する	白井市国民健康保険被保険者	☒	☐	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
295		保険年金課 保険年金班	国民健康保険の給付記録	給付状況を記録し、保存するため	白井市国民健康保険被保険者	☒	☒	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
296		保険年金課 保険年金班	出産育児一時金及び葬祭費の支給事務	支給資格を確認するため、情報を収集	白井市国民健康保険被保険者	☒	☐	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
297		保険年金課 保険税班	国保税の賦課調定及び徴収	個人所得状況、住民記録情報を保存するため	白井市国民健康保険被保険者	☒	☐	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
298		保険年金課 保険税班	国保税の滞納処分	個人の賦課徴収記録を含めた滞納及び督促状況を保管するため	白井市国民健康保険滞納者	☒	☐	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
299		保険年金課 保険年金班	老人保健法に基づく医療事務	受給資格及び給付状況を保存するため	老人保健法による医療受給資格者	☒	☐	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
300		保険年金課 保険年金班	医療費の助成事務	受給資格及び給付状況を保存するため	68歳・69歳該当者	☒	☐	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
301		保険年金課 保険年金班	特定健康診査事務	特定健康診査問診票の記載、健診結果の管理、市民税非課税世帯の費用負担免除の軽減を図る	40～74歳の白井市国民健康保険被保険者	☒	☐	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
302		保険年金課 保険税班	後期高齢者医療保険料の滞納処分	個人の賦課徴収記録を含めた滞納及び督促状況を保管するため	千葉県後期高齢者医療被保険者の内、白井市在住者及び住所地特例該当者	☒	☐	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
303		保険年金課 保険税班	後期高齢者医療保険料の徴収	個人所得状況・住民記録情報を保存するため	千葉県後期高齢者医療被保険者の内、白井市在住者及び住所地特例該当者	☒	☐	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
304		保険年金課 保険年金班	後期高齢者医療制度の制度全般に係る調整事務	個人所得状況、住民記録情報を千葉県後期高齢者医療広域連合へ提供及び確認をするため	千葉県後期高齢者医療被保険者の内、白井市在住者及び住所地特例該当者	☒	☒	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
305		保険年金課 保険年金班	高額介護合算療養費支給事務	医療保険と介護保険それぞれの負担が長期間生じている被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給し、経済的負担の軽減を図る。	高額介護合算療養費支給対象者	☒	☒	宛名番号・被保険者番号						☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
306		都市計画課 計画整備班	国土利用計画法届出処理事務	国土利用計画法第23条の規定に基づき、土地売買行為に対する届出書の受付事務及び届出書の保管	権利取得者(譲受人)	☐	☐							☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
307		都市計画課 計画整備班	地区まちづくり計画素案提出事務	白井市まちづくり条例第10条に基づく、地区まちづくり計画素案の提出に対する受付及び保管	地区まちづくり協議会代表者	☐	☐							☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
308		都市計画課 計画整備班	地区計画等の原案の申出に関する事務	白井市まちづくり条例第18条に基づく、地区計画等の原案の申出に関する受付及び保管	地区計画等原案申出者	☐	☐							☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
309		都市計画課 計画整備班	地区計画区域内における行為の届出事務	都市計画法第58条の2に基づき、地区計画区域内における行為の届出に対する受付及び保管	届出者	☐	☐							☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
310		都市計画課 計画整備班	生産緑地法に基づく生産緑地買取申出に関する事務	生産緑地法	生産緑地買取申出者	☐	☐							☒	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
311		都市計画課 計画整備班	白井市都市計画審議会委員の公募に関する事務	白井市都市計画審議会委員の任命のため	申込者	☐	☐							☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
312		都市計画課 計画整備班	白井市まちづくり審議会委員の公募に関する事務	白井市まちづくり審議会委員の任命のため	申込者	☐	☐							☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
313		都市計画課 計画整備班	地区まちづくり協議会認定事務	白井市まちづくり条例第9条に基づく、地区まちづくり協議会認定の申請に対する受付及び保管	地区まちづくり協議会認定申請者	☐	☐							☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

活 賞罰	思想、信条等										【記述：収 集する内 容等】	その他 当1記述 (収集す る内容)	その他 当2記述 (収集す る内容)	収集の方法 本人	本人以外【記 述：具体的な 収集先等】	目的外利用 所管課以外 でも利用す る【記述：名 称等】	外部提供 実施機関以外 に提供する【記 述：提供先等】	委託の状況 委託する【記 述：委託の内 容等】	処理形態 電子計 算機処 理をし ている	オンライン結 合をしている 【記述：オン ライン結合 先等】	記録媒体 文書	磁気 ディスク 光ディ スク	その他
	免 許・ 資 格	成 績・ 評 価	趣 味	財 産・ 収 入	納 税 状 況	団 体 加 入	公 的 扶 助	銀 行 口 座	思 想・ 信 条	宗 教	社 会 的 差 別 の 原 因 と 人 情 報												
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	学生のみ 1年以上 の修学を 確認でき るもの	被災によ る申出に は罹災証 明書が必 要	☒	課税課、市民課		厚生労働省、日本 年金機構	株式会社 ディー・エス・ケ イ	☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐			☒	課税課、市民課		厚生労働省、日本 年金機構		☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			☒	課税課、市民課		厚生労働省、日本 年金機構		☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	医療機関 名		☒	医療機関			レセプト点検 (株)ニチ学館	☒	千葉県国民健 康保険団体連 合会	☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	医療機関 名・給付 額		☒	医療機関・国保 連合会				☒	千葉県国民健 康保険連合会	☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐			☒	市民課		社会保険事務所		☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐			☒	収税課				☒	株式会社 ディー・エス・ケ イ	☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐			☒	収税課				☒	株式会社 ディー・エス・ケ イ	☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	医療保険 加入状 況・受診 医療機 関・給付 状況		☒	社会福祉課・市 民課・医療機関			レセプト点検 (株)ニチ学館	☒	株式会社 ディー・エス・ケ イ	☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	医療保険 加入状 況・給付 金額		☒	社会福祉課・市 民課・収税課・ 課税課				☒	株式会社 ディー・エス・ケ イ	☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			☒	市民課・課税課	健康課	国保連合会	白井診療所	☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐			☒	千葉県後期高 齢者医療広域 連合				☒	株式会社 ディー・エス・ケ イ	☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐			☒	市民課・課税課				☒	株式会社 ディー・エス・ケ イ	☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐			☒	市民課・課税課		千葉県後期高 齢者医療広域連 合		☒	株式会社 ディー・エス・ケ イ	☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	健康保険 の保険者 加入歴、 加入期間		☒					☒	千葉県国民健 康保険団体連 合会	☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	土地売買 金額		☒		千葉県用地課			☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			☒		関係各課及び 千葉県公園緑 地課			☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	レポート		☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	レポート		☒					☒		☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐			☒					☒		☒	☒	☐

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目										心身の状況				家庭状況			社会生活	
						戸籍的事項		氏名	住所	生年月日・年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・職歴
識別番号	個人番号 (内訳) その他 記述(内容)	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況																	
314	廃止 H26	都市計画課 計画整備班	美しい景観形成推進事務	景観基本計画等策定検討委員の任命のため	申込者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
315		都市計画課 公園緑地班	都市公園内行為許可申請に関する事務	白井市都市公園条例	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
316		都市計画課 公園緑地班	用地取得に関する事務	土地売買契約、税務署事前協議に係る関係書類の保管	契約者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
317		都市計画課 公園緑地班	市民参加による公園の管理作業に関する事務	住民参加による公園等の管理作業に関する協定	団体の会員	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
318		都市計画課 公園緑地班	白井市緑地保全事業に関する事務	白井市緑地保全事業の賃貸者契約及び賃借料の支出	契約者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
319		都市計画課 計画整備班	公有地拡大推進法届出処理事務	公有地の拡大の推進に関する法律第4条の規定に基づき、土地を譲り渡そうとする行為に対する届出書の受付事務及び届出書の保管	届出者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
320		都市計画課 計画整備班	屋外広告物許可事務	千葉県屋外広告物条例第6条に基づく受付事務及び許可書の保管	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
321		都市計画課 計画整備班	地区まちづくり計画区域内における行為の届出事務	白井市まちづくり条例第14条の2に基づき、地区まちづくり計画区域内における行為の届出に対する受付及び保管	届出者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
322		建築宅地課 建築班	建築基準法関係事務	建築基準法に関する事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
323		建築宅地課 建築班	住宅金融支援機構・災害関連融資の審査事務	独立行政法人 住宅金融支援機構法に基づく受付及び審査事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
324		建築宅地課 建築班	住宅建設資金利子補給に関する事務	白井市補助金等交付規則及び市要綱に基づく利子補給申請書類等の保管	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	
325		建築宅地課 建築班	エネルギーの使用の合理化に関する法律関係事務	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出等に関する事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
326		建築宅地課 建築班	長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等に関する事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
327		建築宅地課 建築班	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出等に関する事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
328		建築宅地課 建築班	都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に関する事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
329		建築宅地課 建築班	携帯電話用無線基地局に関する事務	携帯電話用無線基地局に関する受付事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
330		建築宅地課 建築班	各種補助金等に関する事務	各種補助金等に関する受付、交付等事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	
331		建築宅地課 建築班	住宅リフォーム及び耐震無料相談に関する事務	住宅リフォーム及び耐震無料相談に関する受付、相談事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
332		建築宅地課 建築班	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定等に関する事務	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定等に関する事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
333		建築宅地課 建築班	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく計画の認定に関する事務	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく計画の認定に関する事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
334		建築宅地課 建築班	租税特別措置法の規定による優良住宅の認定に関する事務	租税特別措置法の規定による優良住宅の認定に関する事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
335		建築宅地課 建築班	住宅地区改良法の規定に基づく許可に関する事務	住宅地区改良法の規定に基づく許可に関する事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
336		建築宅地課 建築班	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づく認定等に関する事務	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づく認定等に関する事務	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

生活										思想、信条等			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別的な個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		土地譲渡 予定金額		☒		関係各課及び 印旛土木事務所			☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	委任を受けた代理人				☒	建築行政共用 データベースシステム	☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	

[illegible]

生活										思想、信条等			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別的な個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	登記所				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		土地譲渡 予定金額		☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☐	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☐	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	課税課、法務局				☒		☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐				☒	所属団体				☒		☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	関係動物病院		転出入先自治体		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	法務局、課税課、市民課		関係行政		☒		☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		搬入自動車ナン バープレート数 4桁		☒					☒		☒	☒	☐	

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																			
						戸籍的事項					心身の状況					家庭状況			社会生活						
						識別番号	(内訳) 個人番号 その他記述(内容)	氏名	住所	生年月日 年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・職歴	学業・学歴
361		環境課 きれいなまちづくり班	資源回収運動奨励金交付事務、リサイクルマーケット関係事務	資源回収運動団体との連絡調整をとるため	資源回収運動登録団体代表者、リサイクルマーケット出店者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
362		環境課 きれいなまちづくり班	廃棄物減量等推進審議会に関する事務	審議会運営のため	廃棄物の減量等推進審議会委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
363		環境課 きれいなまちづくり班	廃棄物の処理及び清掃に関する事務	申請者と連絡調整を取るため	ゴミ散乱防止ネット等交換申請者、一般廃棄物集積所設置申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
364		環境課 きれいなまちづくり班	生活環境指導員に関する事務	指導員の特定及び連絡調整のため	生活環境指導員	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
365		環境課 きれいなまちづくり班	ボランティア清掃活動に関する事務	申請者との連絡調整のため	ボランティア清掃活動申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
366	廃止 H23	環境課 指導対策班	白井市廃棄物野焼き・投棄・堆積追放対策連絡調整会議に関する事務	会議運営のため	会議委員	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
367		環境課 環境保全・放射線対策班	水質調査・地下水汚染対策に関する事務	井戸所有者に対する飲用指導を実施するため。	水質検査申込者、市から水質検査を依頼したもの	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
368		環境課 きれいなまちづくり班	生活用品交換広場登録事務	登録者との連絡調整のため	生活用品交換広場登録者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
369		環境課 きれいなまちづくり班	粗大ごみ持ち出し収集事務	粗大ごみを持ち出す際に、自宅に伺うため。、また、連絡調整をするため。	粗大ごみ持ちだし収集依頼者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐
370		環境課 きれいなまちづくり班	周辺環境委員会に関する事務	委員会運営のため	周辺環境委員	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
371		環境課 きれいなまちづくり班	講座関係事務	各種講座への、参加者を把握するため	各種講座参加者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
372		環境課 きれいなまちづくり班	生ごみ処理容器等購入費助成金交付事務	購入者へ、助成金を交付するため	生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機購入者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
373	廃止 H28	環境課 環境保全・放射線対策班	住宅用高効率給湯器設置費補助金交付事務	補助金交付申請に対する認定のため	補助金交付申請者(市民)	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
374		環境課 環境保全・放射線対策班	専用水道等に関する事務	専用水道等の布設及び管理の適正を図るため。	専用水道等の設置者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
375		環境課 環境保全・放射線対策班	戸建て住宅等除染事業	戸建て住宅等の民有地における除染の申込受付及び除去土壌の管理のため	除染申込者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
376	廃止 H28	環境課 環境保全・放射線対策班	白井市放射能汚染対策協議会事務局に関する事務	白井市放射能汚染対策協議会委員の選考並びに委員への連絡及び報償費の支払い	白井市放射能汚染対策協議会委員及びその公募に対する応募者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
377		環境課 環境保全・放射線対策班	放射線量測定器貸し出し事務	市が所有する放射線量測定器を貸し出すため	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
378	開始 H28	環境課 環境保全・放射線対策班	(仮称)谷田・清戸市民の森整備事業	事業範囲の決定及び用地交渉の為	谷田・清戸地区において緑地保全のため、千葉県他より取得した用地周辺の地権者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
379		上下水道課 維持管理班	指定工事店の指定に関する事務(水道)	給水装置工事を誠実に施工させる	上水道給水装置指定工事店の申請者等	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒
380		上下水道課 計画建設班・維持管理班	水道工事及び調査・設計委託の施行管理業務	工事及び業務委託に携わる技術者の経歴・技術レベルの確認	主任技術者及び現場代理人等	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒
381		上下水道課 維持管理班	水道事業給水装置工事の設計審査及び工事検査事務	市営水道加入者の給水装置工事の委託先(工事店)及び敷地内の配管状況等の把握、管理	市営水道給水装置工事申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
382		上下水道課 業務班	給水契約事務	市営水道の加入状況の把握、管理	市営水道加入者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
383		上下水道課 業務班	水道料金徴収事務	市営水道料金の徴収及び徴収状況の把握、管理	市営水道加入者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

生活													思想、信条等			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味・収入	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的な原因となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	【記述：名称等】	【記述：提供先等】	【記述：委託の内容等】	【記述：オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	電子計算機処理をしている	文書	磁気ディスク	その他				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		配布するごみ袋の枚数		☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	所属団体				☐		☒	☐	☒				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				水質分析業者	☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		利用者			☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	課税課、法務局				☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		放射性物質汚染対処特措法第39条第6項に基づき除去土壌保管台帳の閲覧を求められたとき	地方自治法施行令及び白井市財務規則に基づき委託先を選定	☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐		委員公募に対する応募者については志望動機		☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		事業に対する意向	当該地に係る権利義務	☒	課税課、法務局				☒		☒	☒	☐				
☐	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		転居先住所		☒			市指定給水装置工事事業者、不動産業者		☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		上水道料金		☒				第一環境株式会社	☒	第一環境株式会社	☒	☒	☐				

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																		
						戸籍的事項						心身の状況				家庭状況				社会生活				
						識別番号	(内訳) 個人番号 その他記述(内容)	氏名	住所	生年月日年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・職歴
384		上下水道課 計画建設班	私道等民有地における建設工事に係る事務	民有地において工事を実施する場合の土地使用承諾等	土地・家屋所有者及び地権者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
385		上下水道課 計画建設班・維持管理班	用地関係事務	道路境界査定・用地の借地及び買収	土地・家屋所有者及び地権者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
386		上下水道課 業務班	下水道事業受益者負担金賦課徴収事務	下水道事業により著しい利益を受ける者に対して事業費の一部賦課徴収	下水道事業受益者負担に関する申告者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
387		上下水道課 業務班	下水道使用料徴収事務	下水道整備の適切な維持管理を図る	下水道使用開始届出者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐
388		上下水道課 業務班	水洗便所改造資金等助成事務	下水道供用開始区域内において水洗化を促進する	水洗便所改造資金等助成申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
389		上下水道課 維持管理班	排水設備の設計審査及び検査事務	設置及び構造に関する法令に適合しているかの確認	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
390		上下水道課 維持管理班	指定工事店の指定に関する事務(下水道)	排水設備工事を誠実に施工させる	下水道排水設備指定工事店の申請者等	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒
391		上下水道課 計画建設班・維持管理班	下水道工事及び調査・設計委託の施行管理業務	工事及び業務委託に携わる技術者の経歴・技術レベルの確認	主任技術者及び現場代理人等	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒
392		上下水道課 計画建設班・維持管理班	公共汚水柵設置に関する事務	宅地内に設置する汚水柵の確認	公共汚水柵設置申請者及び権利者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
393		上下水道課 業務班	上下水道事業審議会に関する事務	水道事業及び公共下水道事業の運営や料金等に関する審議	審議会委員	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
394		上下水道課 業務班	白井市生活保護世帯等に対する水道料金減免に関する事務	生活保護世帯等に対する水道料金の減免	申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
395		上下水道課 業務班	合併浄化槽の補助金に関する事務	下水道未整備地区において、合併処理浄化槽の普及や適正な維持管理を行うことにより、河川等の水質汚濁を防止する	合併処理浄化槽設置者、維持管理者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐
396		教育総務課 総務班	行事の共催・後援に関する事務	行事の共催及び後援に関する規程により、教育委員会以外の者が行う教育関係行事を共同主催及び後援するため	共催・後援申請者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
397		教育総務課 総務班	教育委員会委員名簿取扱事務及び報酬の支払事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員の身分等を管理する	教育委員会委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☒
398		教育総務課 総務班	社会保険関係事務	教育委員会臨時職員の社会保険事務を行うため	教育委員会の臨時及び非常勤の職員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
399		教育総務課 総務班	叙位叙勲申請事務	校長経験者で教員歴30年以上の者が死亡した場合、退職校の属する教育委員会が申請することになっている。また、春秋叙勲を受賞しない者で88歳になろうとする者に対して、高齢者叙勲の申請を行う	校長経験者で教員歴30年以上の死亡者、春秋叙勲を受賞しない者で88歳になろうとする者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☒
400		教育総務課 総務班	陳情・請願関係事務	請願法に基づき、何人にも与えられ、市教育委員会会議規則により、教育委員会に請願、陳情しようとするものは、事情を述べることができる	請願・陳情をした者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
401		教育総務課 総務班	臨時職員雇用協議書取扱事務	臨時職員等取扱要綱に基づき雇用の協議を行うため	雇用する臨時職員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☒
402		教育総務課 総務班	教育資金利子補給金交付事務	白井市教育資金利子補給金交付要綱第1条の規定により、教育の機会均等と経済的負担の軽減を図り、また、市民の定住促進や少子化政策に寄与するため、利子補給金を交付する	利子補給金の交付申請をした者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☒
403		教育総務課 施設班	土地賃貸借事務	白井第2小学校及び白井第3小学校に係る学校用地の賃貸借契約を締結するため	土地賃貸借契約者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
404		教育総務課 学校給食センター建設準備室	土地賃貸借事務	学校給食センター建設用地の賃貸借契約を締結するため	土地賃貸借契約者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
405	廃止 H29	教育総務課 学校給食センター建設準備室	白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会に関する委員名簿取扱及び報酬の支払事務	報酬の支払及び資料送付等	白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

生活										思想、信条等			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別原因となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		土地家屋の権利者等		☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		土地家屋の権利者等		☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			株式会社 ディー・エス・ケー	☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒			第一環境株式会社	☒	第一環境株式会社	☒	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			工事業者	☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☒		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	宗教的目的を有してはならないため			☒				☒		☒	☒	☐		
☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		県	市長		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	退職校の教員、以前の勤務校の友人、知人など				☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐		

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																		
						戸籍的事項			氏名			住所	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	心身の状況			家族状況			社会生活	
						識別番号	(内訳) 個人番号 その他記述(内容)	氏名	住所	生年月日 年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害 性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・学歴	
406		学校教育課 学務班	児童・生徒の就学事務	入学児童・生徒の把握、転出入等区域外就学許可などのため	就学前児童、児童・生徒及び保護者	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐
407		学校教育課 学務班	学齢簿の調製及び保管事務	児童・生徒の就学義務の発生及び履行状況を把握するため	児童・生徒	☒	☐	宛名番号	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
408		学校教育課 学務班	県費負担教職員の内申事務	県費負担教職員の任免、進退に関する内申及び服務関係事務	県費負担教職員	☒	☐	職員コード	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☒
409		学校教育課 学務班	児童・生徒の就学援助事務	要保護・準要保護制度の実施運用を図るため	要保護・準要保護対象児童・生徒及び保護者	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒
410		学校教育課 指導班	教育課程、学習指導及び生徒指導	健全な学校教育を図るため	児童、生徒	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐
411		学校教育課 学務班	臨時職員等雇用事務	少人数指導、学校補助、介助員当の臨時職員等を雇用するため。	臨時職員等雇用者、応募者	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☒
412		学校教育課 指導班	学校事故報告関係事務	学校生活指導の一助とするため	事故の対象となる児童、生徒	☐	☐		☒	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
413		学校教育課 指導班	児童生徒及び教職員健康診断に関する事務	学校保健安全法第11条、第13条及び第15条	小・中学校教職員及び児童・生徒	☐	☐		☒	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☒	☐	☐
414		学校教育課 指導班	日本スポーツ振興センター災害共済に関する事務	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条に基づく災害共済給付を行うため	小・中学校児童・生徒及び保護者	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
415		教育センター室	適応指導教室関係事務	適応指導教室への通室者の把握	児童・生徒・保護者	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐
416		教育センター室	教育相談関係事務	教育相談者を把握するため	児童・生徒・保護者	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐
417		教育センター室	青年国際交流関係事務	国際理解教育推進のため	海外派遣生徒及び教職員、受入ホスト	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐
418		生涯学習課 スポーツ振興班	白井市スポーツ推進委員協議会に関する事務	社会体育事務の効率化を図るため	スポーツ推進委員	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
419		生涯学習課 スポーツ振興班	都市公園有料公園施設使用許可申請に関する事務	社会体育事務の効率化を図るため	利用者	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒
420		生涯学習課 スポーツ振興班	体育協会に関する事務	各種スポーツ大会参加資格等の確認のため	体育協会加盟者	☐	☐		☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒
421																								

生活										思想、信条等			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	宗教的目的を有してはならないため			☒		健康課(予防接種関係)	他市町村教育委員会	株式会社ディー・エス・ケイ	☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	市民課	給食センター	養護学校	株式会社ディー・エス・ケイ	☒		☒	☒	☐	
☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐				☒		社会福祉課・児童家庭課・保険福祉相談室	民生委員		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			県教育庁		☒		☒	☒	☐	
☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒		総務課・教育総務課			☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	小・中学校	秘書課			☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				健康診断	☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	小・中学校	小・中学校			☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		小・中学校児童家庭課	児童相談所		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		企画政策課	オーストラリアの交流先、国際交流協会		☒		☒	☒	☐	
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			県スポーツ推進委員会連合会		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒				☐		☒	☐	☐		
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			印旛郡市体育協会・千葉県体育協会 等		☒		☒	☒	☒	
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			日本スポーツ少年団		☒		☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			関係者		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			関係者	参加受付事務(株)アールピース	☒		☒	☒	☒	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		小学校名		☒				管理業務委託	☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			関係者		☒		☒	☒	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				株式会社ディー・エス・ケイ	☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐		☒	☐	☐	

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目										心身の状況	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	社会生活・職業・学歴
						戸籍的事項	氏名	住所	生年月日・年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	家族状況										
						識別番号	個人番号	その他記述(内容)																	
432		生涯学習課 社会教育班	補助金申請に係る事務	補助金申請のため	各団体の長	□	□		■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
433		生涯学習課 社会教育班	青少年問題協議会に関する事務	青少年問題協議会事務	委員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
434		生涯学習課 社会教育班	小中学校PTA連絡協議会に関する事務	社会教育総務事務	役員	□	□		■	■	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
435		生涯学習課 社会教育班	子ども会育成会連絡協議会に関する事務	社会教育総務事務	役員・会員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
436		生涯学習課 社会教育班	青少年相談員に関する事務	青少年相談員活動に要する事務	役員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□		
437		生涯学習課 社会教育班	社会教育委員に関する事務	社会教育委員に要する事務	委員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
438		生涯学習課 社会教育班	白井市民大学校事業	白井市民大学校の効果的な運営を推進するため	白井市民大学校受講者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
439	開始 H24	生涯学習課 社会教育班	ニート・ひきこもり相談会	相談業務のため	市内在住の15歳から39歳のニート・ひきこもり及び保護者	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	■	■	■	■	■	■		
440		生涯学習課 社会教育班	社会教育関係団体認定事務	社会教育関係団体として認定する際、活動状況を博する資料とするため	社会教育関係団体として認定を受けようとする団体	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
441	廃止 H23	中央公民館	施設貸出事務	公民館施設の貸出事務	公民館利用申請者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
442	廃止 H23	中央公民館	公民館講座	公民館講座の開催	講座受講者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
443	廃止 H23	中央公民館	備品貸出事務	公民館備品の貸出	備品借用者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
444		生涯学習課 社会教育班	公民館運営審議会に関する事務	公民館運営審議会の運営	委員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
445	廃止 H23	中央公民館 視聴覚ライブラリー	視聴覚ライブラリー運営委員会に関する事務	視聴覚ライブラリーの運営	委員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
446		生涯学習課 社会教育班	視聴覚資料貸出事務	視聴覚資料の貸出	利用申込者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
447	廃止 H23	中央公民館 視聴覚ライブラリー	16ミリ映写機操作講習事務	16ミリ映写機の操作講習	受講者	□	□		■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
448		文化課 文化班	文化・芸術振興活動に要する事務（市民文化祭関係）	円滑な行事開催・運営を図るため	文化祭等の催し物の出品者及び参加者、文化祭の企画運営を行う実行委員会の委員	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
449		文化課 文化班	文化・芸術振興活動に要する事務（文化団体関係）	円滑な業務の遂行を図るため	文化団体関係の会員名簿	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
450		文化課 文化班	文化財の保護・活用に関する事務	円滑な講座開催・運営を図るため	講座の参加者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
451		文化課 文化班	文化財審議会委員に関する事務	審議会の運営のため	審議会委員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□		
452		文化課 文化班	文化センター運営協議会委員に関する事務	協議会の運営のため	運営委員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□		
453		文化センター 図書館班	図書館利用に際する事務	図書館利用に際する事務のため	利用者	■	□	図書館利用カード番号	■	■	■	■													

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目										心身の状況				家庭状況			社会生活・学業・学歴		
						戸籍的事項		氏名	住所	生年月日・年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係		居住状況	職業・職歴
識別番号	(内訳) 個人番号 その他記述(内容)	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況																婚姻歴		
458		文化センター 図書館班	転居先調査事務	図書館資料を返却しないで転居・転出のため連絡がとれなくなった利用者の転出・転居先を調査するため	利用者	■	□	図書館利用カード番号	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□
459		文化センター 図書館班	非常勤職員	図書館での業務のため	非常勤職員	□	□		■	■	■	■	■	□	■	■	□	□	■	□	■	□	□	■	■
460		文化課 文化センター郷土・プラネタリウム班(郷土資料館)	市民学芸スタッフ育成事業に関する事務	講座運営及び古文書修補作業のため	市民学芸スタッフ育成講座受講生	□	□		■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
461		文化センター 郷土・プラネタリウム班(郷土資料館)	白井市郷土資料館運営協議会に関する事務	協議会運営のため	運営委員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□
462		文化センター 郷土・プラネタリウム班(郷土資料館)	郷土資料館主催講座に関する事務	講座運営のため	講座受講生	□	□		■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
463		文化センター 郷土・プラネタリウム班(郷土資料館)	資料の借用・寄贈・寄託に関する事務	資料の借用・寄贈・寄託の事務処理のため	資料の借用・寄贈・寄託をおこなうもの	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
464		文化センター 郷土・プラネタリウム班(郷土資料館)	郷土資料館臨時職員雇用に関する事務	臨時職員雇用のため	臨時職員	□	□		■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	■	■
465		文化センター 郷土・プラネタリウム班(プラネタリウム)	プラネタリウム館運営協議会に関する事務	運営協議会の運営のため	運営協議会委員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	
466		文化センター 郷土・プラネタリウム班(プラネタリウム)	ボランティア活用に関する事務	プラネタリウム館行事におけるボランティア活用のため(星を見る会等)	白井天文同好会メンバー	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	
467		文化センター 郷土・プラネタリウム班(プラネタリウム)	臨時職員雇用に関する事務	臨時職員雇用のため	臨時職員	□	□		■	■	■	■	■	□	■	■	□	□	□	□	□	□	■	■	
468	廃止 H29	文化センター 郷土・プラネタリウム班	星の観望会に関する事務	「星の観察会」参加者掌握のため	星の観望会参加者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
469		文化センター 郷土・プラネタリウム班(プラネタリウム)	講座・講演会に関する事務	講座・講演会参加者の掌握のため	講座参加者	□	□		■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
470		文化センター 会館班	白井市文化会館運営協議会に関する事務	協議会の運営のため	協議会委員	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	
471		文化センター 会館班	文化会館施設使用に関する事務	文化会館の運営のため	文化会館使用者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
472		文化センター 会館班	文化会館自主事業に関する事務	文化会館の運営のため	文化会館利用者	□	□		■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
473		学校給食共同調理場	学校給食費徴収事務	学校給食費の徴収のため	生徒及び保護者	□	□		■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
474		学校給食共同調理場	滞納整理事務	学校給食費収入未済金の処理のため	滞納者	□	□		■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
475		学校給食共同調理場	アレルギー等の把握事務	アレルギー等の把握のため	児童・生徒	□	□		■	■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	
476		学習等共用施設	社会教育法に基づく社会教育団体認定事務	社会教育団体の認定	社会教育認定団体	□	□		■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
477		学習等共用施設	施設利用申請・許可事務	施設の貸出のため	申請者	□	□		■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	

生活													思想、信条等			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	その他				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	市民課等				☒		☒	☒	☐				
☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☐		☒	☐	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☐		☒	☐	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			予約システム	☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			予約システム	☒		☐	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		在籍校学校名		☒			電算委託(口座振替業務)	☒	ちばぎんコンピュータサービス(株)	☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐		在籍校学校名		☒	各小中学校			☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒		☒	☒	☐					
☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☐		☒	☐	☐					
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒				☒	なし坊ネット	☒	☐	☐					

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目								心身の状況				家庭状況			社会生活	
						戸籍事項 （内訳） 識別番号	氏名	住所	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・学歴	
478		学習等供用施設	講座・教室等主催事務	社会教育法に基づく講座・教室の開催のため	参加申込者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
479		学習等供用施設	戸籍住民業務に関する事務	申請者・申請内容の確認	出張所利用者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
480		会計課 会計班	口座振替払事務	債権者へ口座振替の方法により支払いをするため	口座振替の申出をした債権者及び源泉徴収の対象となる所得の受領者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
481		会計課 会計班	所得税源泉徴収事務	所得税法第6条の規定に基づき、所得税の源泉徴収をするため	市から支払われる源泉徴収の対象となる所得の受給者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
482		議会事務局	議員年金事務	個人年金受給の権利利益の保護を図るため	議員及び議員退職者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
483		議会事務局	資産等報告事務	個人の資産を保護するため	議員	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
484		議会事務局	議員名簿取扱事務	個人に関する情報であるため、個人の権利利益を保護	議員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
485		議会事務局	議員共済事務	個人に関する情報であるため、個人の権利利益を保護	議員	☐	☐	☒	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
486		議会事務局	議員履歴取扱事務	個人に関する情報であるため、個人の権利利益を保護	議員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☒
487		議会事務局	報酬等の支給事務	個人に関する情報のため、個人の権利利益を保護	議員	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
488		農業委員会	農地流動化専門委員に関する事務	「農用地経営規模拡大促進事業」第6の(1)及び「農用地経営拡大促進事業実施要領」の運用について第3の1に基づく事務及び事業に使用するため	農地流動化専門委員	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
489		農業委員会	農地流動化推進委員に関する事務	「農用地経営規模拡大促進事業」第6の(1)及び「農用地経営拡大促進事業実施要領」の運用について第3の1に基づく事務及び事業に使用するため	農地流動化推進委員	☐	☐	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
490		農業委員会	農業者年金受給及び手続等に関する事務	農業者年金基金法第1条及び同法その他条項に関する事務・手続に要するため	農業者年金受給者及び資格者	☒	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐
491		農業委員会	農地移動申請に関する事務	農地法第3条、第4条及び第5条申請並びに届出に係る事務及び許可に関する総括的な手続確認に必要なため	申請者及び届出者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☒	☐
492		農業委員会	農地銀行登録カードに関する事務	農業経営基盤強化の促進のための事業第17条から第27条及び農作業受委託の促進に関する事務に必要なため	利用集積計画に参加している者の農地利用権設定に係る賃借権を結んでいる者同士	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
493		農業委員会	利用権設定終期（更新）管理台帳に関する事務	農業経営基盤強化の促進のため	申請者及び届出者	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
494		農業委員会	相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明関係事務	農地の相続に関して、租税特別措置法第70条の6第1項に基づく適格者証明に要するため	納税猶予申請者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	<							

生活													思想・信条等			収集の方法			目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態	記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	光ディスク	その他
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐			☒	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☐			☒	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				株式会社 ディー・エス・ケイ	☒			☐	☐	☒
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒				株式会社 ディー・エス・ケイ	☒			☒	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		年金給付額		☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		総務課			☒			☒	☒	☐
☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒	課税課				☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			千葉県、農政課					☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			千葉県		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	(独)農業者年金基金、西印旛農業協同組合		農業者年金基金、西印旛農業協同組合		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			千葉県		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	税務署		税務署		☒			☒	☒	☐
☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	農政課、都市計画課、市民課、課税課	農政課		両備システムズ、ちばぎんコンピュータシステム、DSK	☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			千葉県等		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒		農政課			☒			☒	☒	☐
☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			千葉県、千葉県農業会議ほか		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	農家台帳、保険年金課、課税課		(独)農業者年金基金、西印旛農業協同組合		☒			☒	☒	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			各監査委員協議会等		☐			☒	☐	☐
☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒			☒	☒	☐

個人情報取扱事務登録台帳一覧

No	取扱	事務を所掌する組織の名称	個人情報取扱事務の名称	個人情報取扱事務の目的	個人情報の対象者の範囲	個人情報の記録項目																			
						戸籍的事項						心身の状況				家庭状況			社会生活						
						識別番号	(内訳) 個人番号 その他記述(内容)	氏名	住所	生年月日年齢	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	健康状態	傷病歴	障害	性格・性質	身体の特徴	家族状況	婚姻歴	親族関係	居住状況	職業・職歴	学業・学歴
503		選挙管理委員会	選挙管理委員会委員及び同補充員に関する事務	選挙管理委員会委員及び補充員を把握するため	選挙管理委員会委員及び同補充員	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
504		選挙管理委員会	白井市明るい選挙推進協議会に関する事務	明るい選挙推進協議会委員を把握するため	明るい選挙推進協議会委員	☐	☐	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
505		選挙管理委員会	白井市選挙人名簿に関する事務	選挙人を把握するため	定時登録又は選挙時登録の時点で登録されている選挙人	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
506		選挙管理委員会	在外選挙人名簿に関する事務	在外選挙人を把握するため	在外選挙の申請者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
507		選挙管理委員会	失権者台帳に関する事務	失権者を把握するため	失権者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
508		選挙管理委員会	検察審査員候補者に関する事務	検察審査員候補者を選定するため	検察審査員候補者として選定された者	☐	☐	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
509		選挙管理委員会	選挙管理執行事務	選挙の管理執行	立候補者、投開票管理者、投開票立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐
510		選挙管理委員会	不在者投票事務	不在者投票者の把握	不在者投票者、郵便等による不在者投票を行える者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
511		選挙管理委員会	裁判員候補者に関する事務	裁判員候補者を選定するため	裁判員候補者として選定された者	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

生活										思想、信条等			【記述：収集する内容等】			その他			収集の方法		目的外利用	外部提供	委託の状況	処理形態		記録媒体		
賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	団体加入	公的扶助	銀行口座	思想・信条	宗教	社会的差別の原因となる個人情報	【記述：収集する内容等】	その他該当1記述(収集する内容)	その他該当2記述(収集する内容)	本人	本人以外【記述：具体的な収集先等】	所管課以外でも利用する【記述：名称等】	実施機関以外に提供する【記述：提供先等】	委託する【記述：委託の内容等】	電子計算機処理をしている	オンライン結合をしている【記述：オンライン結合先等】	文書	磁気ディスク	光ディスク	その他			
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☐	☐	☐				☒			千葉県		☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	市民課	何人にも公開するため		株式会社 ディー・エス・ケー	☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒			本人本籍地に通知		☒		☒	☒	☐				
☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☐	市民課、他の選管、本籍地		他の選管		☒		☒	☒	☐				
☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	市民課、他の選管、本籍地		検察審査会		☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	☒	☐	☐	立会人は政治団体ごとに人数制限があるため。	失権情報		☒	本籍地				☒		☒	☒	☐				
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒					☒		☒	☒	☐				
☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				☒	市民課、他の選管、本籍地		裁判所		☒		☒	☒	☐				

事務を所掌する組織の名称		総務課 行政班
個人情報取扱事務の名称		白井市情報公開・個人情報保護審査会に関する事務 ☐ 特定個人情報利用事務該当
個人情報取扱事務の目的		審査会の運営のため
個人情報の対象者の範囲		審査会委員
個人情報の記録項目	戸籍的事項	☐ 識別番号(☐ 個人番号 ☐ その他 ()) ■氏名 ■住所 ■生年月日・年齢 ■性別 ■電話番号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 顔写真
	心身の状況	☐ 健康状態 ☐ 傷病歴 ☐ 障害 ☐ 性格・性質 ☐ 身体の特徴
	家庭状況	☐ 家族状況 ☐ 婚姻歴 ☐ 親族関係 ☐ 居住状況
	社会生活	■職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 賞罰 ■免許・資格 ☐ 成績・評価 ☐ 趣味 ☐ 財産・収入 ☐ 納税状況 ☐ 団体加入 ☐ 公的扶助 ■銀行口座
	思想、信条等	☐ 思想・信条 ☐ 宗教 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報 【 】 【 】
	その他	☐ () ☐ ()
収集の方法	■本人 ☐ 本人以外 【 】 【 】	
目的外利用	■所管課のみで利用する。 ☐ 所管課以外でも利用する。 【 】 【 】	
外部提供	■実施機関のみで利用する。 ☐ 実施機関以外に提供する。 【 】 【 】	
委託の状況	■委託しない。 ☐ 委託する。 【 】	
処理形態	☐ 電子計算機処理以外で処理をしている。 ■電子計算機処理をしている。 ☐ オンライン結合をしている。 【 】	
記録媒体	■文書 ☐ 写真 ☐ マイクロフィルム ☐ ビデオテープ・録音テープ ☐ 磁気テープ () ■磁気ディスク・光ディスク (ファイルサーバ)	
取扱期間	平成11年10月1日～	
備考		

1 個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により審査会の意見を聴いた本人収集の例外の類型

No	類 型	事務の名称	収集の方法	対象者・項目	件数
1	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他の候補者に係る個人情報を本人以外の者から収集した。	高齢者叙勲表彰事務	本人以外（公 用で我孫子 市）	市内小中学校退職校長 氏名・住所・本籍・生 年月日・電話番号・刑 罰調書・（功績調書）	1
		消防関係表彰 事務	本人以外（市 町村）	対象：消防団員 項目：経歴	9
		白井市表彰 候補者の推薦	商工会、 （社）白井工 業団地協議会 から	対象者：役員 項目：生年月日	0
2	法人等又は事業を営む個人に対して指導し、又は補助金の交付等を行うに当たり、当該法人等の職員等、当該法人等が設置する施設の利用者等に関する個人情報を当該法人等から収集した。	白井市市民自 治組織活動補 助金交付事務	本人以外	【対象】 自治会構成世帯員 【項目】 氏名・住所・電話番号	16,400
3	委員、講師、指導者、助言者等を選挙するため、人選に必要な範囲内で、候補者に係る個人情報を当該候補者が所属する団体等から収集した。	国民健康保険 運営協議会委 員の人選事務	本人以外（白 井市商工会、 西印旛農協）	対象者：団体の役職員 項目：氏名、住所、生 年月日、電話番号	2
4	市民等からの相談、要望、陳情、意見等により提供された情報の中に当該市民等以外の個人情報が含まれていたため収集した。				
5	国又は他の地方公共団体その他の者から送付された通知、報告又は資料の中に名簿等の個人情報が含まれていたため収集した。				
6	争訟、評価、指導、判断、選考等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないので本人以外から収集した。				
7	診療、疾病予防、健康の維持等の保健・福祉事業を推進するために本人の家族等本人以外のものから本人に関する個人情報を収集した。	総合相談事 務・権利擁護 事務	本人の家族等 （家族から相 談があった場 合に本人情報 を聞き取る）	相談支援の対象となる 高齢者の氏名、性別、 年齢など福祉事業推進 に必要な情報	388
8	法令等に定める欠格事由、資格要件、基準等の確認のため、国、他の地方公共団体から収集する必要があったので収集した。				

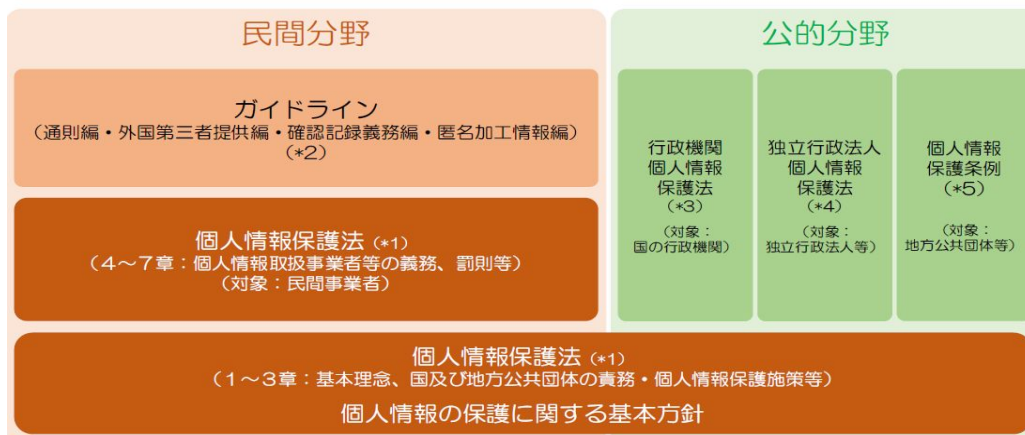
2 個人情報保護条例第8条第6号の規定により審査会の意見を聴いた目的外利用・提供の禁止の例外の類型

No	類 型	事務の名称	利用先・提供 先	対象者・項目	件数
1	弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して報告した。				
2	法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行った。				
3	資料の送付又は事業等の案内のために、保有する名簿等を当該実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供した。	広報紙個別配 布事務	選挙管理委員 会	対象：個別配布希望者 項目：住所、氏名、電 話番号	879
		新1年生名簿 に関する事務	小学校9校	児童名、児童生年月 日・保護者名・住所	578
		民生委員・児 童委員に関す る事務	民生委員・児 童委員及び主 任児童委員	対象者：65歳以上の者 及び7歳未満の者 項目：氏名、生年月 日、性別及び住所	19,600
4	委員、講師、指導者、助言者等の人選のため、当該委員等の個人情報を当該実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供した。	消防関係表彰 事務	千葉県	対象：消防団員 項目：経歴	9
5	報道機関の取材、要請に応じて提供、発表した。				

法律の改正に伴う白井市個人情報保護条例の改正について

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴い、主に次の3点について、条例改正の必要が生じています。

個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ



1 個人情報の定義の明確化（個人識別符号の追加）

「個人情報」の定義の中に「個人識別符号」という新たな概念が導入されました。

これは情報の内容が多様化される中で、個人番号や基礎年金番号等、さらにはDNAや指紋といった身体的特徴をもって個人認証に用いるものを「個人識別符号」と定義し、それが「個人情報」に含まれることを法律により明確にされました。

自治体においては、これまで、解釈や運用により、個人情報と捉えていたものについて、個人情報保護条例に規定し、明確化する必要があります。

2 要配慮個人情報の取扱い

法では、人種、信条、病歴等のセンシティブ情報を「要配慮個人情報」と定義するとともに、その取扱いについて定められました。

一方、本市を含め多くの自治体では、条例によりセンシティブ情報の収集を原則として禁止し、法令又は条例に定めがあるときや審議会の意見を聴いて認められたときに収集を可能とするといった例外を設けることにより、既に対応しております。

今回の法改正への対応としては、国の要配慮個人情報の取扱いを踏まえ、用語の定義や個人情報ファイル簿等における取扱いを検討する必要があります。

3 非識別加工情報の仕組みの導入

国においては、民間事業者からの提案を受けて、行政機関が保有する個人情報について、特定の個人を識別できないように個人情報を加工した「非識別加工情報」を作成し、民間事業者に提供する制度が導入されました。

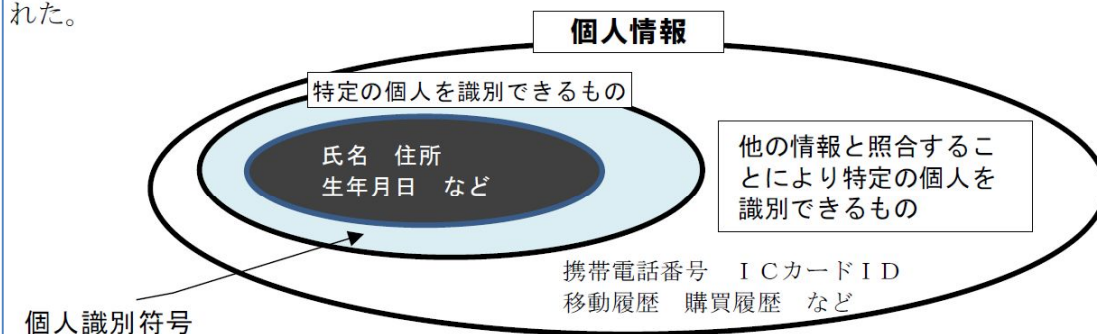
しかし、自治体の個人情報保護条例については、元来住民の個人情報を保護するために作られた制度であり、その方向を転換して、個人情報の利活用も含めた制度とすることになるので、慎重な判断が必要になります。

導入に係り、制度の構築に時間を要することや、情報漏えいが起こらないような加工処理を検討する必要があり、多くの自治体が導入に対し慎重な状況です。白井市においても他団体の事例等を研究するなど、導入に当たっては慎重に行っていく予定です。

1 個人情報の定義の明確化（個人識別符号の追加）

個人情報の定義の明確化

情報化の進展により、個人情報に当たるかどうか（個人識別性が認められるか）の判断が難しい情報（グレーゾーン）が増えたため、新たに「**個人識別符号**」が含まれる情報が個人情報に当たることが明確にされた。



1号個人識別符号 特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号

DNAの塩基配列、顔の容貌、虹彩、声紋、歩容、手のひら等の静脈の形状、指紋、掌紋

2号個人識別符号 個人に発行されるカード等に記載された符号で個人ごとに割り当てられるもの

旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、国民健康保険等の被保険者番号

現行条例における規定（第2条第1項）

個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

改正案

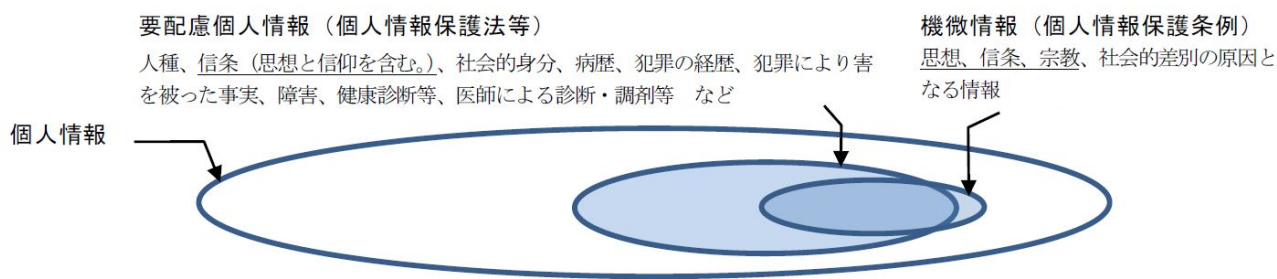
この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 要配慮個人情報の取扱い

要配慮個人情報の取扱い

一定のセンシティブな情報が新たに「**要配慮個人情報**」と定義され、公表している個人情報ファイル簿（個人情報をデータベース化した「個人情報ファイル」ごとに利用目的、記録項目などのあらましを記載した帳簿）に要配慮個人情報が含まれる旨を記載するものとされた。



現行条例における規定（第7条第2項）

実施機関は、思想、信条、及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

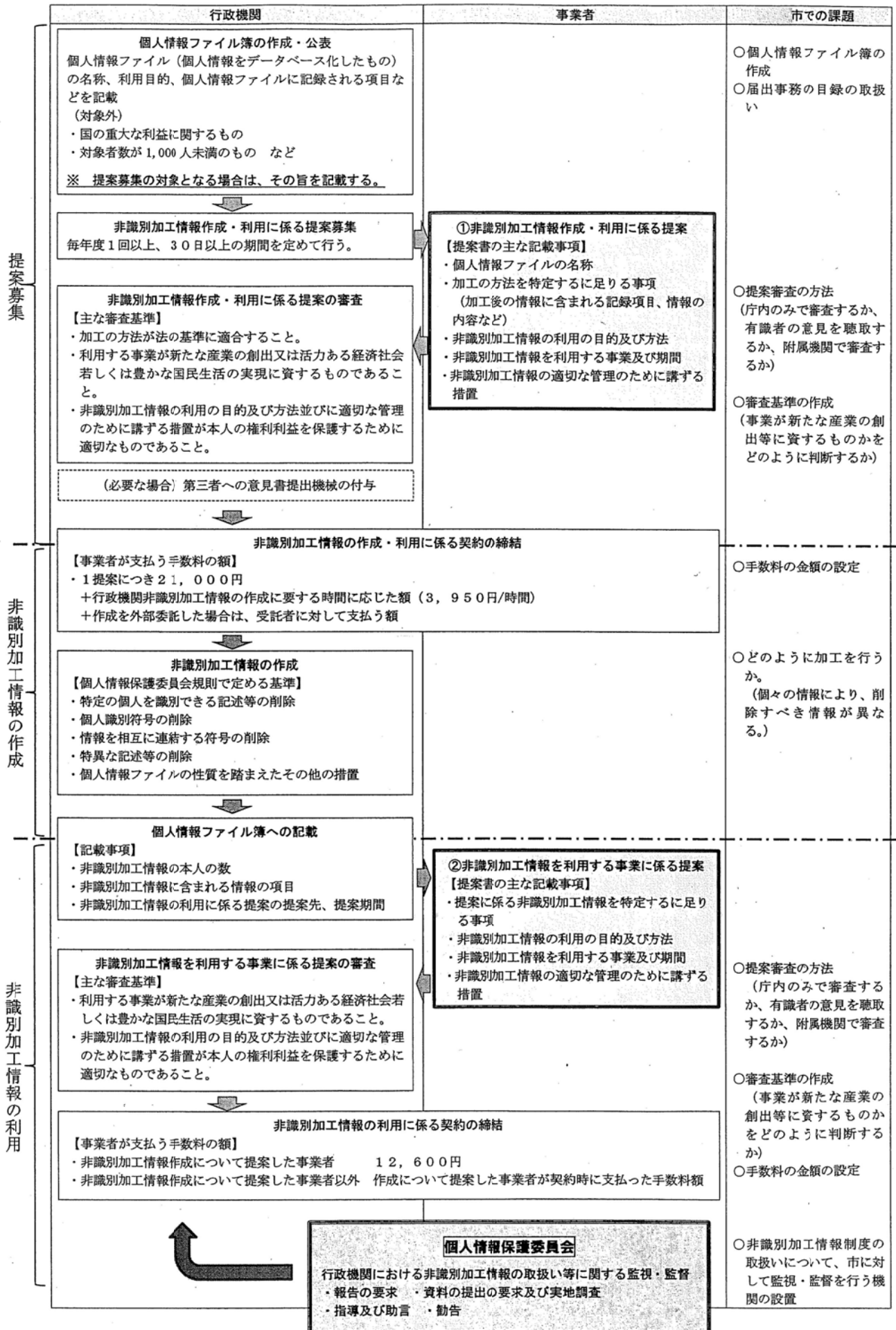
- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために収集することに相当の理由があると認められるとき。

定義規定の改正案

この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

なお、行政機関個人情報保護法には「要配慮個人情報の収集を制限」する規定はないが、既に収集を制限している市の条例の基準を緩くする改正はすべきでないと考えられるため、収集制限の規定については、これまでと同様のままとする。

国の非識別加工情報制度の手続フロー



非識別加工情報の仕組みの導入に係る条例の改正状況
(平成29年9月1日現在)

	千葉県導入状況	全国の導入状況
1. 条例改正済	0	2
2. 平成29年10月までに条例改正予定	0	3
3. 平成29年12月まで(2を除く。)に条例改正予定	1	26
4. 平成29年度中(2及び3を除く。)に条例改正予定	3	268
5. 平成30年度以降に条例改正予定	6	283
6. 検討中	45	1206